

令和5年11月9日
教育民生委員会協議会 資料③
福祉子ども部 障害福祉室

名張市障害者福祉計画

第六次

(素案)

令和6年 月

名張市

目次

第1章 計画の基本的考え方	3
第2章 計画の策定手順	8
第3章 計画の基本分野と課題	10
第4章 分野・課題別の施策目標	
1. 啓発と交流の促進	12
2. 福祉サービスの充実	17
3. 雇用・就労の充実	27
4. 育成・教育の充実	33
5. 生活環境の整備	38
6. 保健・医療の充実	45
7. スポーツ・文化芸術活動の充実	50
8. 推進基盤の整備	53
資料編	
1. 名張市障害福祉計画関連統計資料	58
2. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿	64
3. 名張市共生地域デザイン会議（地域自立支援協議会）委員名簿	65
4. 用語解説	66

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

市町村の障害者計画は、障害者基本法第11条第3項において、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえた上で策定しなければならないと定められています。

国の第5次障害者基本計画は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間を対象としており、障害者基本法第1条に規定されているように、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定め、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

県においては、国の障害者基本計画並びに基本指針に即して障害者計画と障害福祉計画を組み合わせたみえ障がい者共生社会づくりプランを2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間の計画期間で、2021（令和3）年3月に策定し、県の障害者施策の基本的方向を定めて、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、県が取り組むべき障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策等を明らかにしています。

本市では、2020（令和2）年3月に、全ての市民が共に支え合い、全ての市民が暮らしやすい地域社会を実現するために名張市地域福祉計画を策定し、また、同月に、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とした障害者施策に関する総合的な市町村計画である第五次名張市障害者福祉計画を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的に、名張市障害者福祉計画の具体的な実施計画である第7期名張市障害福祉計画（2024（令和6）～2026（令和8）年度）を策定します。

2006（平成18）年に国連総会本会議で採択された障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます。）は、国が共生社会を目指して進めてきた障害者施策の取組を一層加速させ、障害に基づく差別の禁止、合理的配慮、ユニバーサルデザイン、インクルーシブ教育システム等の主要な理念や概念を障害者施策の中に定着させる重要な契

機となりました。国はこの条約に2007（平成19）年に署名し、関係法令等の整備を進めて、2014（平成26）年に批准・締結しました。2011（平成23）年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。また、2012（平成24）年には、障害者自立支援法を改正して障害者総合支援法が制定され、さらに、2013（平成25）年には、改正障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。また、この間、2011（平成23）年に障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）、2013（平成25）年に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）及び成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が制定されています。その後、2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載されたSDGsでは、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。このSDGsの理念、共生社会の実現に向けて、障害者や行政、関係機関等と協力した取組が重要と考えられています。

また、本市においては、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、2016（平成28）年に「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を制定しています。この条例は、障害者基本法の理念に基づき、市の責務だけでなく市民等の役割を明らかにし、市民が障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めることとしています。あわせて、障害に基づく差別を禁止し、及び差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めています。

こうした状況を踏まえながら、障害者基本法に基づき、ここに「第六次名張市障害者福祉計画」を策定します。

2. 計画の基本理念

本計画は、国や県の計画との整合性を図りながら、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念としています。

本計画では、人と人が支え合う地域共生社会の実現を目指し、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりが図られ、障害者自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指しています。

また、障害のある人も障害のない人も同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブ社会）を実現するため、社会的障壁の除去に努めます。社会的障壁の除去に当たっては、施策に障害者の意見が反映される仕組みづくりを構築します。

3. 計画の基本目標

本計画では、名張市総合計画の基本構想を踏まえ、「障害者の自立と社会参加をささえます」を基本目標とします。

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、農福連携の取組や就労支援、障害者の理解促進に向けた取組を進めます。

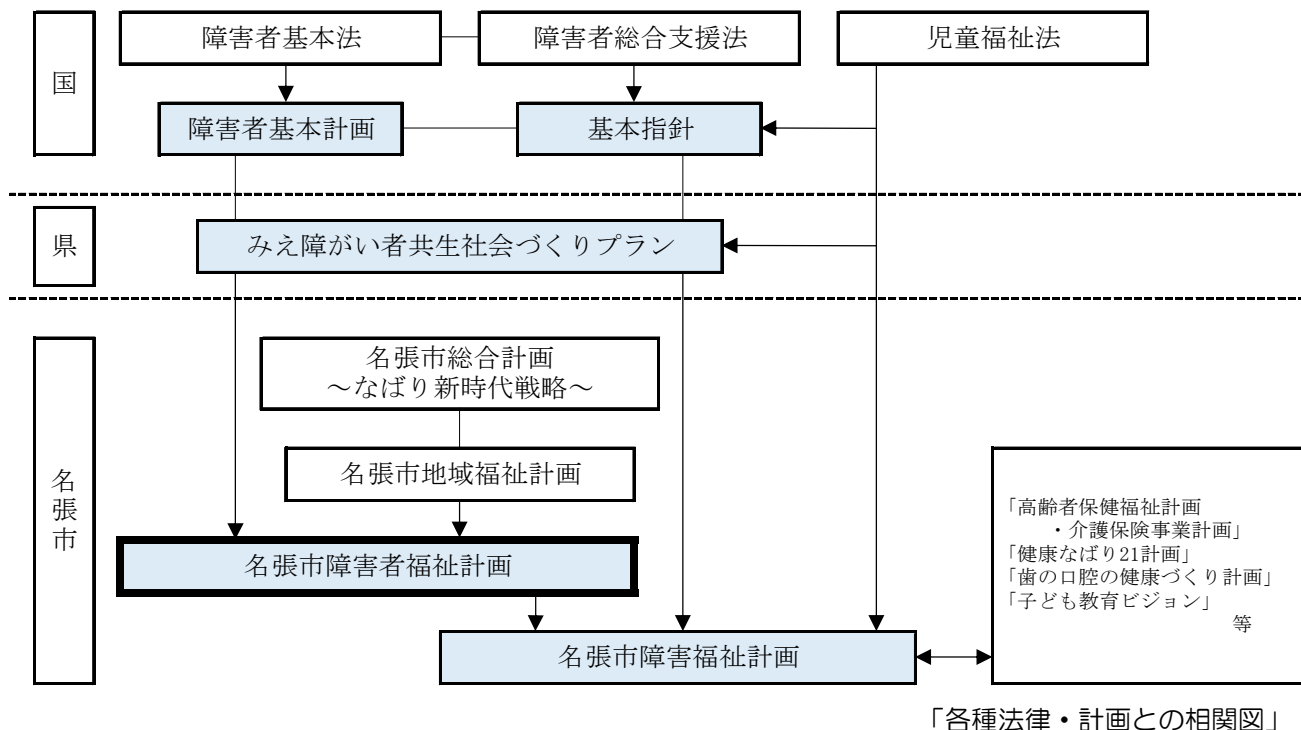
障害者が生活する上でのニーズが複雑化、多様化していることから、分野を越えた様々な機関との連携により支援の充実を図り、障害者を含めた様々な人が生きがいを持って社会参加ができる仕組みづくりを進めます。



名張市総合計画～なばり新時代戦略～
7つの基本施策 より

4. 計画の性格

本計画は、障害者基本法に定められている市町村の障害者計画に相当し、本市における今後の障害者施策の基本方向を示す総合計画です。



本計画における障害者とは、障害者基本法に規定されている障害者をいいます。2011（平成23）年8月改正の障害者基本法では、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されており、難病患者等も含まれています。

※「障害」の捉え方

従来の「障害」の捉え方は、心身の機能の障害のみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

2001（平成13）年にWHO総会で採択されたICF（国際生活機能分類）は、従来の医学モデルと社会モデルを統合して、人の生活機能と障害は健康状態（疾病、変調、傷害、トラウマ等）と背景因子（環境因子と個人因子）とのダイナミックな相互作用の結果生じる多次元の現象であると捉えています。このような捉え方は生態学（人×環境）の着想に由来しており、ICFは一種の生態学モデルであるといえます。

本計画においては、このような考え方を踏まえながら、障害者基本法や障害者基本計画をはじめとする各種法律や計画等や「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」などの条例、規則等を基礎として策定するものです。

5. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6か年とします。

計画期間中に関連法案や諸情勢の変化等によって計画の内容等に影響が生じた場合には、計画の見直しを行います。

6. 計画の重点施策

障害者施策は、保健福祉や医療並びに就労や生活環境等、多種多様な支援機関によって実施されています。

本市では、基本目標を達成するために名張市総合計画に基づく、次の三つの重点施策を推進します。

(1) 障害特性やライフステージに応じた継続的・包括的な支援の推進に取り組みます。

障害者が、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、高齢期へと、各ライフステージ間の移行がスムーズにできるよう各事業所や関係機関と密に連携を取り、個々のニーズに応じた一貫した支援を図ります。

また、迅速かつ的確な福祉サービスにつなげるため、異なる分野における支援の調整を行い、障害者のライフステージに対応した総合的な施策を推進します。

(2) 共生意識にあふれた地域社会の構築に取り組みます。

障害者が生活する上での課題が増大し多様化する中、公的な福祉サービスを充実させながら、ノーマライゼーションの理念の下、市民と行政が互いの役割と責任を自覚し合う協働型の地域社会の構築を目指します。

具体的には、学校での教育を始め、本市や福祉事業所、自治会等の各種活動を通して障害についての理解を深める取組と共に、障害のある人とない人が交流する機会を創出し、誰もが支え合う意識が自然に芽生え、育むことができるような取組を行います。

(3) 障害のある人の自立を支援する就労支援の充実に取り組みます。

障害者が、その能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域の障害福祉に関する機関による支援が進められ、また、特別支援教育により、障害のある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も進められています。こうした福祉や教育の分野における動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じた雇用の場の創出を推進します。

また、障害のある人とない人が共に働ける環境づくりに取り組み、ふれあう楽しさや働く喜びを感じられる場の創出を推進します。

本市では2009（平成21）年2月に農業分野への障害者の雇用及び就業を行うことを目的として、名張市障害者アグリ雇用推進協議会を設立しました。今後は、農業分野でも障害のある人とない人が共に働ける環境づくり、居場所づくりを進め、ふれあう楽しさや働く喜びを実感できる場を創出します。

第2章 計画の策定手順

1. 策定に当たり

第六次名張市障害者福祉計画を策定するに当たり、名張市障害者施策推進協議会を中心に、国や県の計画、名張市障害者福祉計画策定に係る障害者福祉に関するアンケート調査（以下「基礎調査」といいます。）の結果等を踏まえ、本市の障害者施策の方針の検討と課題の抽出を行い、本計画を作成しました。その際に、既に施策を推進している名張市総合計画や名張市地域福祉計画、健康なばり21計画等との整合性や連携にも留意しました。

なお、用語については、法令で用いられているものを使用することを原則としました。

2. 基礎調査の実施

本計画を策定するに当たり、本市の身体障害者・知的障害者・精神障害者及びその家族・介護者の意識と実態、成人市民の意識、小学生・中学生・高校生の意識を把握するための基礎調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しました。

（1）調査対象者

①障害者手帳所持者及びその家族・介護者

- 多段無作為抽出による、各障害者手帳所持者（障害者本人用基礎調査）
 - ・障害手帳別に区分
 - 身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者）、精神障害者保健福祉手帳
 - ・身体障害者は障害別に区分
 - 肢体不自由、視覚障害、聴覚・音声言語障害、内部障害
- 多段無作為抽出による、障害者の家族又は介護者（障害者家族用基礎調査）
 - ・障害手帳別に区分
 - 身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者）、精神障害者保健福祉手帳
 - ・身体障害者は障害別に区分
 - 肢体不自由、視覚障害、聴覚・音声言語障害、内部障害

②成人市民

- 多段無作為抽出による、成人市民（一般用基礎調査）
 - ・居住地を15地域に区分
 - 名張、鴻之台・希央台、蔵持、川西梅が丘、薦原、美旗、比奈知、すずらん台、つつじが丘、錦生、赤目、箕曲、青蓮寺百合が丘、国津、桔梗が丘
 - ・各地域の世帯数と男女比により調査対象者数を算定し、居住地と性別の複数要因から抽出

③小学生・中学生・高校生

○市内の小学5年生（小学生用基礎調査）

○市内の中学2年生（中学生用基礎調査）

○市内の高校2年生（高校生用基礎調査）

※いずれも悉皆調査（全数調査）で、学年は2022（令和4）年4月1日現在

（2）調査期間

2022（令和4）年12月～2023（令和5）年1月

（3）調査方法

郵送により調査用紙を配布し、ウェブ又は書面にて回収。小学生・中学生・高校生については各学校に調査用紙の配布と回収を依頼。

（4）配布数・回収数・回収率

	配布数 (a)	有効回収数 (b)	回収率 =(b)÷(a)
障害者本人用基礎調査	750	355 (男性183人、女性171人、 未回答1人)	47.3%
障害者家族用基礎調査	750	316 (男性165人、女性149人、 未回答2人)	42.1%
一般用基礎調査	2,000	836 (男性343人、女性483人、 不明2人、未回答8人)	41.8%
小学生用基礎調査	632	596 (男性286人、女性291人、 未回答19人)	94.3%
中学生用基礎調査	554	505 (男性241人、女性245人、 未回答19人)	91.2%
高校生用基礎調査	588	452 (男性245人、女性186人、 未回答21人)	76.9%

（5）基礎調査結果の活用

基礎調査の結果については、本計画の分野別に基礎調査結果として掲載し、内容を施策の目標に反映するとともに、本市のホームページにも掲載します。

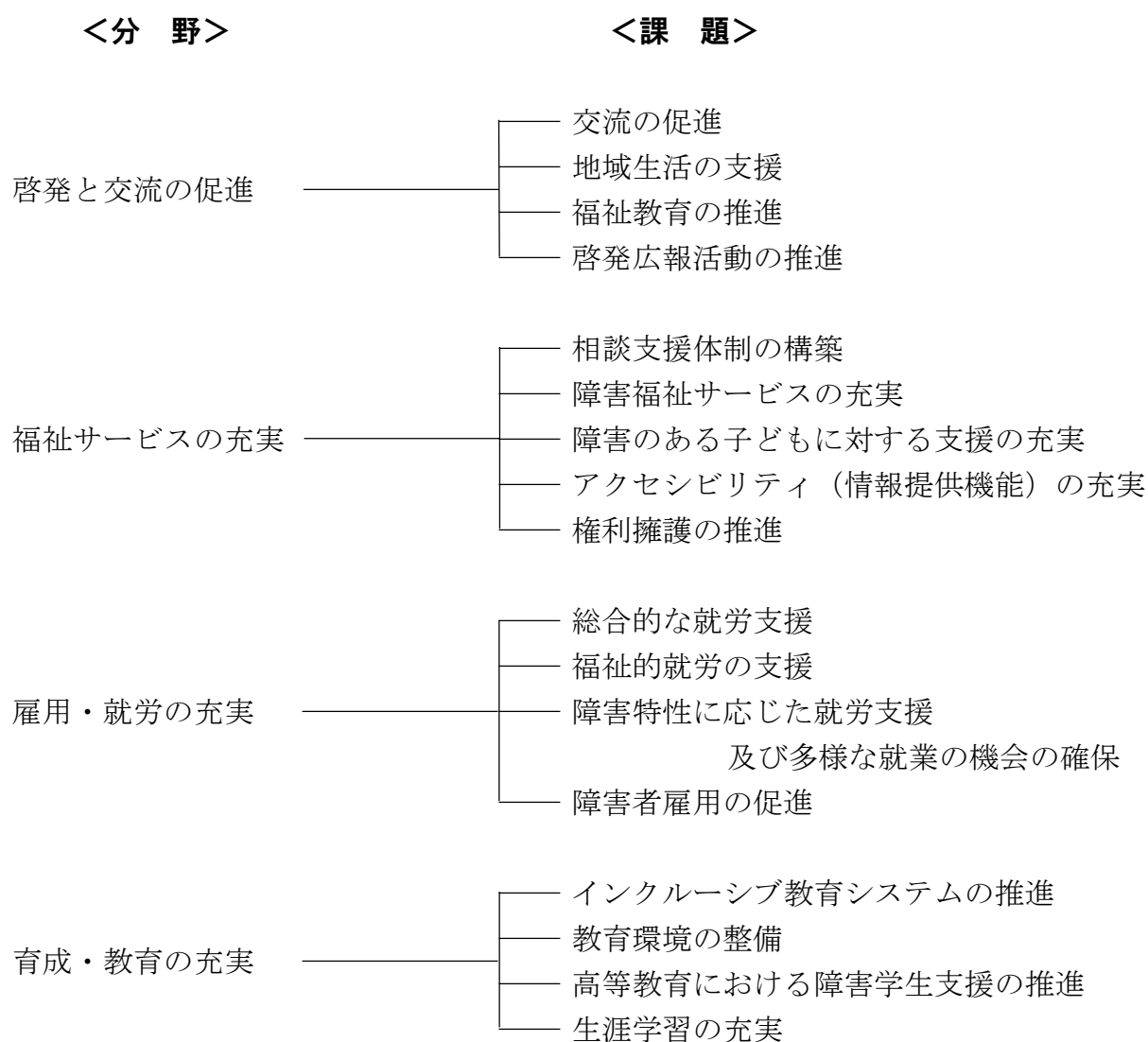
第3章 計画の基本分野と課題

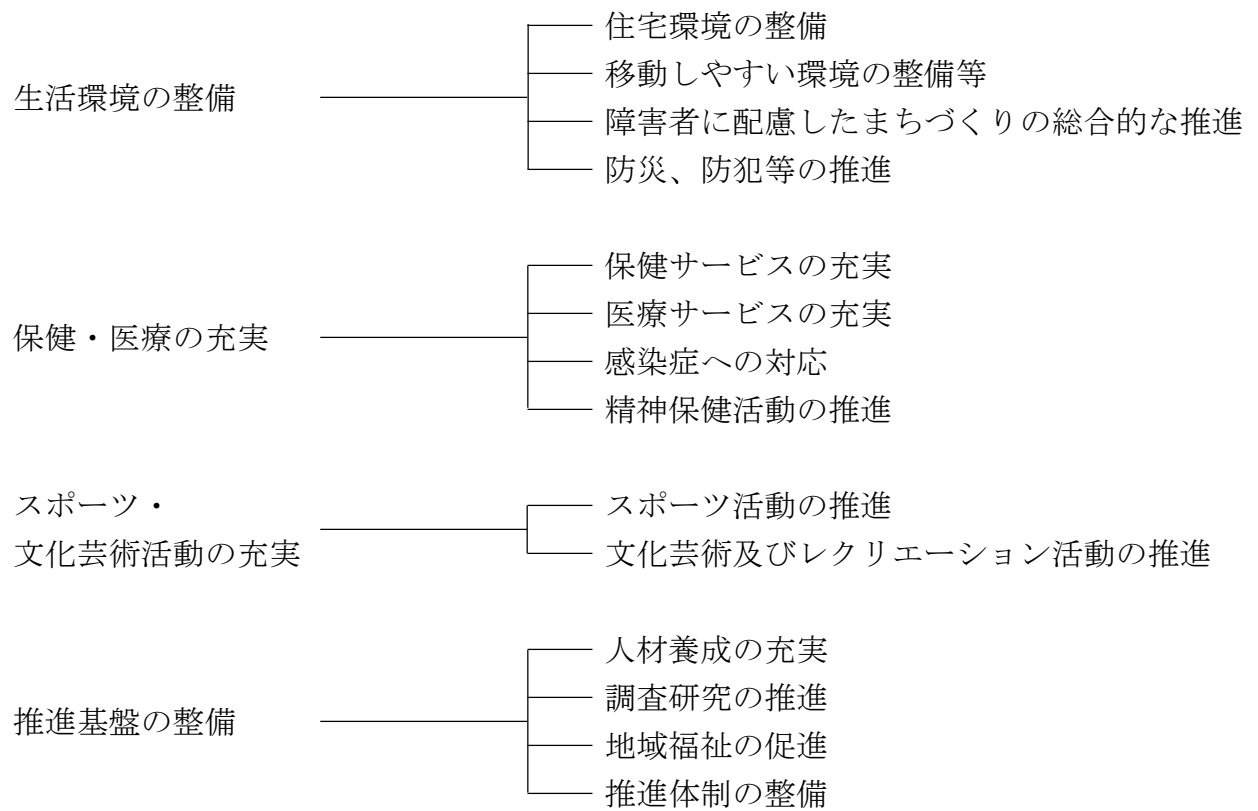
1. 計画の基本分野

第1章で述べた基本的考え方を踏まえて、本計画における基本分野を、国や県の計画を参考にし、前計画に引き続き啓発と交流の促進、福祉サービスの充実、雇用・就労の充実、育成・教育の充実、生活環境の整備、保健・医療の充実、スポーツ・文化芸術活動の充実、推進基盤の整備の8分野とします。

これらの各分野についての課題を設定し、新たな目標を加えながら施策目標を明らかにします。

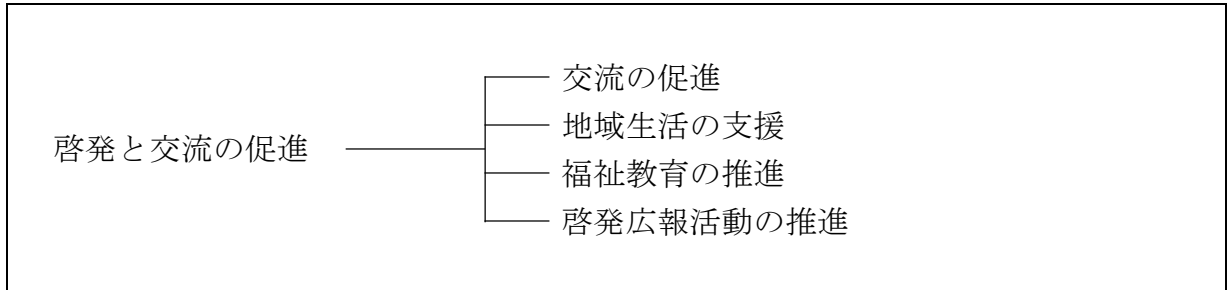
2. 分野別の課題





第4章 分野・課題別の施策目標

1. 啓発と交流の促進



(1) 現状と課題

①交流の促進

- 本市の15地域で、民生委員・児童委員や地域づくり組織、ボランティア等の関係機関協力の下、高齢者サロンや子育て広場等の活動が実施されています。
- 市内の各種団体や家族会で親睦、情報交換や交流等の活動が行われています。(身体障害者互助会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会、特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会、精神障害者家族会なばるの会等)
- 市役所ロビーにおいて障害者が育てた農作物等の販売、障害者への理解を深める映画会等のイベント、福祉事業所が参加した軽トラ市等、障害者と一般市民の交流を図っています。また、とれたて名張交流館等では、福祉施設等が作った野菜やお菓子、工芸品等を販売しています。
- イベントやスポーツ大会等の交流の場を設けている一方で、障害の有無や年齢によって参加者層に偏りがあるため、より幅広い交流の機会づくりに努める必要があります。

②地域生活の支援

- 障害者手帳等の各種申請、特に高齢者の介護保険等との同時申請が増えています。
- 本市独自制度のまちの保健室や全国的制度の民生委員・児童委員等では、地域の見守り等の支援を行っています。
- 有償ボランティアとして、市内11地域で公的サービスでは対応できない庭の剪定等の家事支援、7地域で外出の支援が提供されています。
- 本市職員に対し、年5日のボランティア休暇を導入しており、ボランティア活動に積極的な取組を進めています。

③福祉教育の推進

- 聴覚障害者の方との交流等を促進する支援者として期待される、手話奉仕員の養成講座を2009(平成21)年度から毎年開催しています。

- 保育所（園）・認定こども園等や学校等で、障害者や障害児との交流、人権作文コンクール等、障害や人権への理解等を深める福祉教育を実施しています。
- 名張市社会福祉協議会では、福祉講座の開催や教材の貸出し等を実施しています。また、2014（平成26）年からは福祉まちづくりセンターにおいてボランティアに関する情報発信、人材の養成、交流等が行われています。

④啓発広報活動の推進

- 自立支援協議会に相当する、市と各関係団体で構成する名張市共生地域デザイン会議で、障害及び障害者理解を深めるための講演会等の取組を実施しています。
- 2020・2021（令和2・3）年度は、福祉サービスや障害者理解のためのDVDを作成し、2021（令和3）年度からは気軽に視聴できるよう市公式YouTubeでも同内容を配信しています。
- 例年、障害福祉をテーマとした講演会を開催していましたが、講演会に代わる取組として、2022（令和4）年度は自閉症をテーマとした映画の上映会と、障害福祉の事業所による軽トラ市を同時開催しました。参加者にアンケートを実施したところ、例年に比べ福祉関係者以外の方にも多数ご参加いただけたことが分かりました。
- 2021・2022・2023（令和3・4・5）年度は視覚障害者協会と協働し、10月15日の「国際白杖の日」の取組として街頭啓発活動を実施しました。
- 障害者手帳を新たに取得された方に、手帳による助成や年金、税金手続等の制度の情報をまとめた障害者福祉ガイドブックを窓口で配布し、説明を行っています。より詳しい内容が記載されたものを求めるご意見もいただいていることから、更なる工夫が必要です。
- 支援の必要な方には、点字や音訳媒体にて点字や声の広報等を提供しています。
- 身体障害者や要介護高齢者等に対するおもいやり駐車場の利用証を申請する方が増えています。
- 名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例を2016（平成28）年に施行し、障害者の方のご意見が反映できるよう名張市障害者施策推進協議会に障害者の方から委員を選出いただき、参画いただいています。
- 2016（平成28）年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領を作成し、学校教職員や市職員の研修を実施しています。
- 2020（令和2）年に名張市障害者活躍推進計画を策定し、障害のある職員を含む全ての職員が活躍できる働きやすい職場づくりを進めています。

2016（平成28）年	名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例施行
2016（平成28）年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領作成
2020（令和2）年	名張市障害者活躍推進計画策定

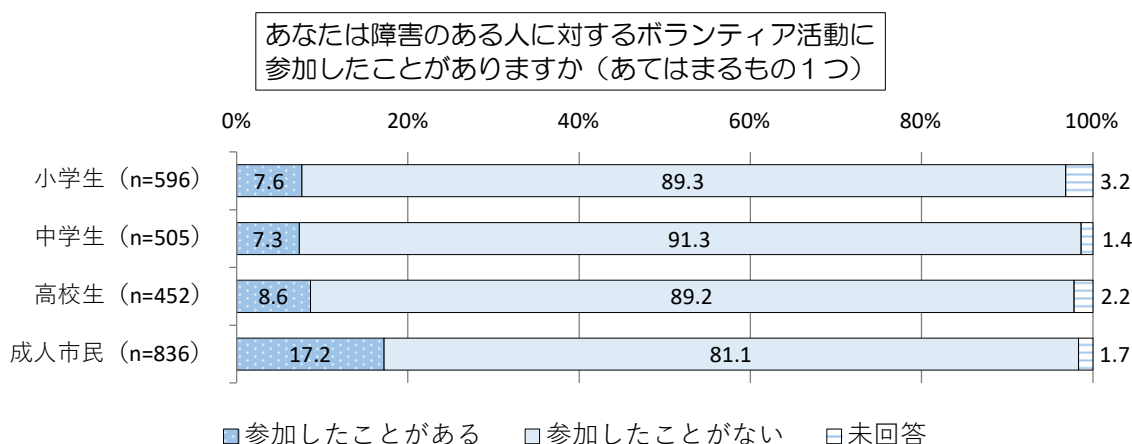
○障害の有無に関わらず、各個人がそれぞれに合った情報収集ができるよう、市ホームページや市公式YouTube、広報等、様々な媒体で同じ情報を提供していく必要があります。

基礎調査結果

「あなたは障害のある人に対するボランティア活動に参加したことがありますか

（あてはまるもの1つ）（小学生、中学生、高校生、成人市民）

- 「参加したことがある」は、小学生7.6%、中学生7.3%、高校生8.6%といずれも1割以下で、「参加したことがない」は、小学生89.3%、中学生91.3%、高校生89.2%と約9割を占めます。成人市民では、「参加したことがある」は17.2%、「参加したことがない」は81.1%でした。
- 小中高校生の「参加したことがない理由」の約半数が、「活動の内容や参加の方法がわからないから」（小学生54.1%、中学生54.0%、高校生45.4%）と回答し、「学校や勉強で忙しいから」が、小学生19.9%、中学生23.6%、高校生33.3%、「興味や関心がないから」が、小学生15.0%、中学生23.6%、高校生29.5%と年齢が進むに連れて、「忙しいから」や「関心がないから」の割合が増えています。
- 成人市民の「参加したことがない理由」は、「特に理由がない」が34.2%と最も多く、次いで「学校や仕事、家事で忙しいから」24.5%、「活動内容や参加の方法がわからないから」23.0%、「興味や関心がないから」が5.2%でした。
- 「これから一番してみたいボランティア活動」を聞いたところ、「手話・要約筆記」が多く（小学生29.0%、中学生21.4%、高校生25.9%、成人市民9.2%）、特に小中高校生の関心が高くなっています。
- 成人市民の自由記載では、「ボランティア活動の情報提供がほしい」という意見が多数あり、障害の理解を深めるためにも、ボランティアに関する情報をどのように発信し周知できるかが課題です。



「あなたは地域で行われる活動や行事に参加していますか（あてはまるもの1つ）」

（障害者本人）

- 「いつも参加している」は5.1%、「時々参加している」が33.5%、「参加し

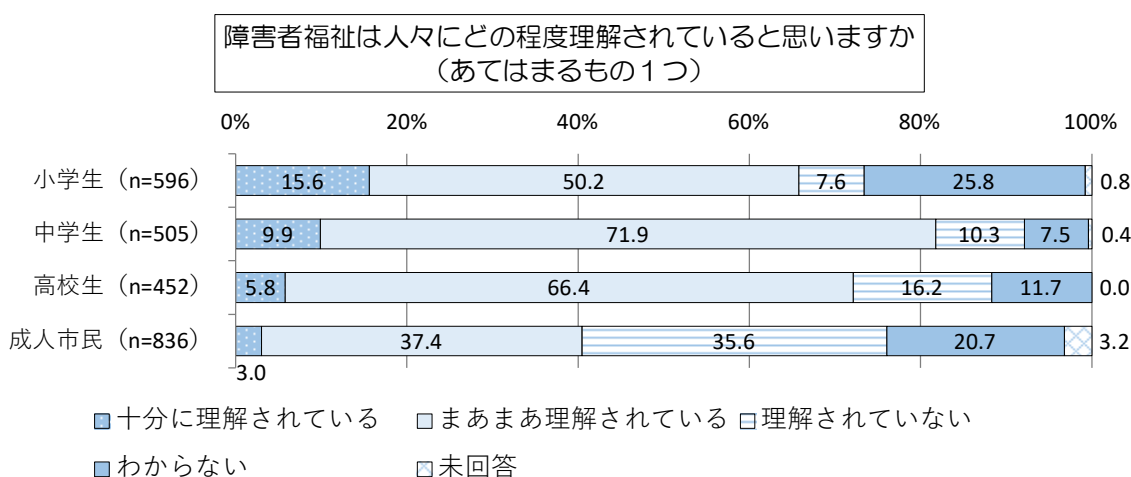
たことがない」が51.5%でした。

- 「いつも参加している」「時々参加している」と回答した方に「どのような活動に参加していますか（あてはまるもの全て）」を聞いたところ、「地域の行事やお祭り」が73.7%と最も多く、次いで「ボランティア活動」が22.6%、「講座や講演会等への参加」が16.8%、「音楽や絵画、工芸等の文化活動」が14.6%でした。

「障害福祉は人々にどの程度理解されていると思いますか（あてはまるもの1つ）」

（小学生、中学生、高校生、成人市民）

- 小学生から中学生、高校生、成人市民と年齢が進むに連れ、「十分に理解されている」割合は減少し、「理解されていない」割合が増加しています。
- 成人市民に「障害者福祉を推進していくために取り組むべき課題として、あなたはどれが重要だと思いますか（あてはまるもの全て）」を聞いたところ、「障害理解を深めるための学校教育」が54.1%、「障害理解を深めるための啓発・広報活動」が51.8%でした。



(2) 施策の目標

- 障害者手帳の取得数が増加傾向にあり、病院や入所施設からの地域移行を進める中においては、支援機関のみならず、地域住民による見守りや支え合いは不可欠であるため、地域全体としての取組を進めます。
- 本計画に係る会議において、「幼少からの家庭や地域、学校での福祉教育が重要」との議論がなされたことから、障害のある方もない方も、相互に理解が深められる取組を進めます。

①交流の促進

取組	内容
ボランティア情報の発信	・名張市社会福祉協議会のボランティアセンター等の関係機関と連携して、市民が参加しやすいボランティアの情報発信に努めます。

交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体や関係機関と連携したイベント、障害者への理解を深める講演、障害者と市民が交流できる機会づくりや情報発信に努めます。
-------	--

②地域生活の支援

取組	内容
配慮への理解及びサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通支援として、「手話通訳者」「要約筆記者」の派遣や、重度の視覚障害者の歩行訓練等の事業を継続します。 ・ 名張市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、音訳や点訳のボランティアの確保、手話奉仕員の養成等、人材確保やスキルアップに努めます。

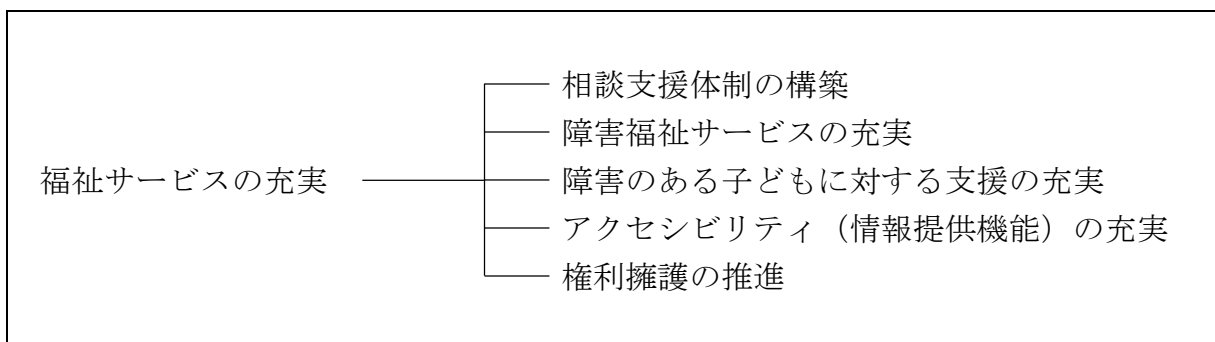
③福祉教育の推進

取組	内容
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の理解促進においては、幼少期からの取組が重要であることから、ボランティア活動や学校等で福祉教育を推進します。

④啓発広報活動の推進

取組	内容
広報・市ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発や情報発信は、広報紙、ホームページ、ポスター、ソーシャルメディア等を活用し、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、アクセシビリティの向上に努めます。 ・ 手話通訳・要約筆記、広報紙の音訳や点訳の利用拡大に努めます。
手帳交付時の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の交付者に対し、障害者福祉ガイドブックの配布等、わかりやすい情報提供に努めます。
おもいやり駐車場への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ おもいやり駐車場利用証の周知、啓発をします。 ・ 障害者用駐車スペースの必要性や利用方法等の理解の促進を図ります。
障害や障害者の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害、難病、高次脳機能障害等の外見でわかりにくい障害や必要な配慮等について、ヘルプマークの周知とともに啓蒙します。 ・ 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）や、身体障害者補助犬等の啓発を図ります。
関係機関と協働した啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者週間（12月3日～9日）、障害者雇用支援月間（9月）等の機会に、障害者団体やの関係機関等と協働した啓発に努めます。 ・ 名張市共生地域デザイン会議をはじめ、障害者との交流を担っている関係機関と協働して、障害及び障害者理解を深めるための啓発、障害者との交流を深めるイベント等を開催し、交流の場づくりの取組や啓発を推進します。

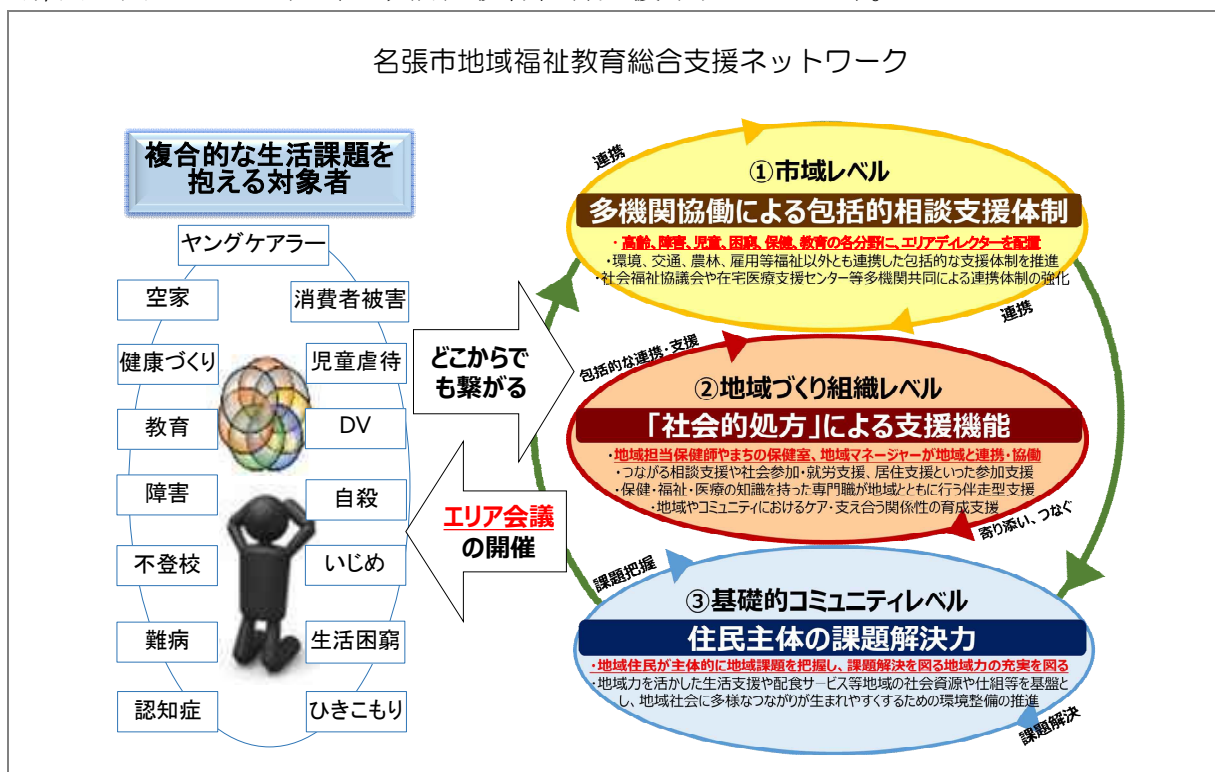
2. 福祉サービスの充実



(1) 現状と課題

① 相談支援体制の構築

- 2013（平成25）年に基幹相談支援センターを設置し、計画相談事業所や障害福祉サービスを担う各事業所と連携して相談に対応しています。
- 基幹相談支援センターは、障害者虐待防止センターと相談支援の機能を有し、障害者の権利擁護の充実等を図っています。
- 高齢・障害・児童・困窮・教育等、庁内の各部署、地域のまちの保健室や民生委員・児童委員等の関係機関等と連携を図りながら、包括的な相談や支援を行い、課題の解決を図っています（地域福祉教育総合支援ネットワーク）。



- 貧困、孤立化、引きこもり等複合的な課題を抱えている人が増加傾向にあり、その課題を解決するまでに時間を要することがあります。早急な問題解決のため関係機関相互の連携を強化し、課題解決に向けての体制を構築することが求められます。
- 困りごとを抱えていても福祉サービスに結び付くことが難しいことがあり、福祉サ

ービスの存在や利用方法等の情報の周知が十分でないことが課題の一つです。

- 地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できる福祉サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う役割を担っています。
- 近年、特に精神障害者保健福祉手帳の取得者や精神疾患を患っている方からの相談が増えています。また、生活困窮や8050問題（高齢の親と中高年のひきこもりの子が同居）等、複合的な生活課題を抱えた相談が増えています。
- 伊賀保健所や伊賀児童相談所、三重県障害者相談支援センター、身体障害者総合福祉センター、視覚障害者支援センター、聴覚障害者支援センターといった専門機関で各障害に応じた相談が実施されています。
- 本市で委嘱した障害者相談員4人（身体・知的・精神の各相談員）で相談、指導、助言を行い、加えて、障害者の家族会でも障害者やその家族の相談に応じています。

②障害福祉サービスの充実

- 計画相談事業所では、障害福祉サービス利用に向け相談に応じ、計画を作成しています。
- 年々増加傾向にある医療支援を必要とする障害者に対し、障害福祉室や基幹相談支援センターで支援を行い、また、ケース会議等に参加することで関係機関と連携し協働しながら支援を行っています。
- グループホーム設置については、施設整備補助制度の情報提供等により民間事業者による整備促進を図っています。
- 障害福祉サービスの充実・強化に向けて、名張市共生地域デザイン会議の専門部会として生活介護事業所連絡会及び子ども支援部会を立ち上げました。
- 就労継続支援事業所から、一般就労への移行、就労の定着に向けた支援、また、一般就労に向けた関係機関との連携強化に努めています。
- 計画相談事業の担い手不足等により、セルフプランの人が増加傾向にあり、本人の要望・希望等の意思確認の機会であるモニタリングが十分に実施できないことが課題です。

③障害のある子どもに対する支援の充実

- 児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の実施については、国の目標を達成し、子ども発達支援センター等との連携強化に努めています。
- 重症心身障害児支援については、2019（令和元）年6月に放課後等デイサービス事業所が開設され、また、2020（令和2）年7月には、児童発達支援事業所が市内にそれぞれ開設されました。
- 5市（鈴鹿・亀山・津・伊賀・本市）で成り立つ「にじいろネット」では、保健や医療等の関係機関による医療的ケア児支援のための協議や連携強化に努めています。
- 妊娠から出産、育児までを切れ目なく支援する体制（名張版ネウボラ事業）を整え、発達に心配のある子どもや保護者に対する相談、育児支援や医療機関等への紹介を行い、子ども発達支援センターや児童発達支援センター等の医療や福祉、保育、教

育等の関係機関と連携して支援しています。

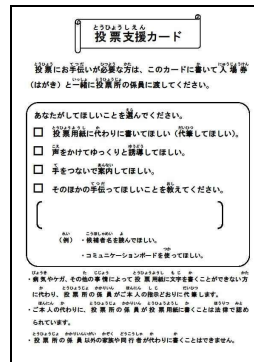
- 不登校の子どもが増加している現状を受け、学校や発達支援センターとのより一層の情報共有が不可欠です。

④アクセシビリティ（情報提供機能）の充実

- 点字や録音広報の発行、手話通訳者や要約奉仕員の派遣、点訳奉仕員養成事業等を実施しています。
- タブレット等の電子機器の活用により、遠隔手話通訳サービスを実施しています。
- 情報を必要とする方へ障害者福祉ガイドブック等を活用し、コミュニケーション手段の支援機器等の各サービスについて情報提供を行っています。

⑤権利擁護の推進

- 基幹相談支援センターでは、2011（平成23）年6月に施行された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、障害者の虐待通報や届出に応じて聞き取りや事実確認を行い、障害者への虐待防止に努めています。
- 養護者や施設従事者等による障害者への虐待に対し、未然防止を目的に相談窓口を設置しています。
- 金銭管理等を行うことが困難な障害者からの相談に対しては、福祉サービスの契約や財産の保護の支援を行う等、本人の意思を尊重しながら権利擁護に努めています。
- 2023（令和5）年7月以降に執行される選挙から「投票支援カード」及び「コミュニケーションボード」を導入し、障害者ができる限り投票しやすくなる環境づくりを行っています。



投票支援カード
（例）



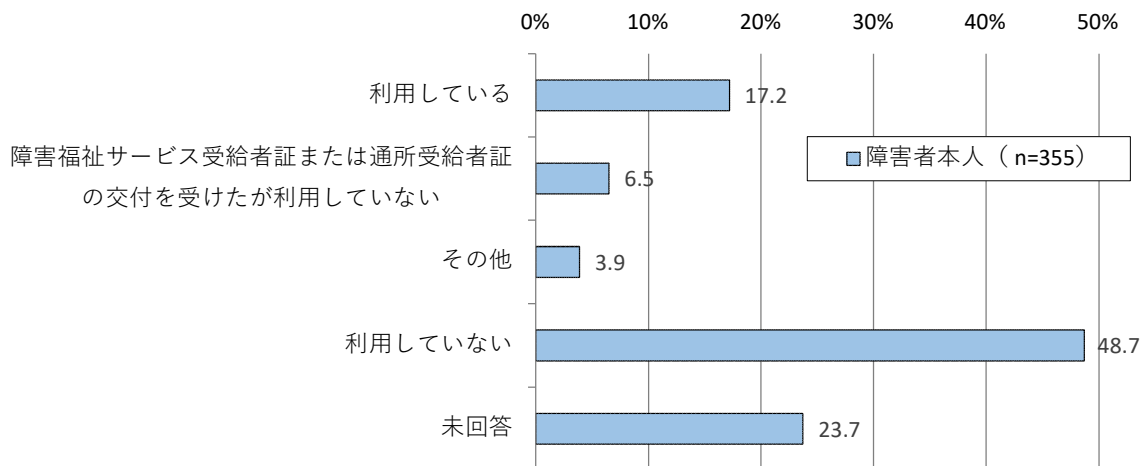
コミュニケーション
ボード（例）

基礎調査結果

「あなたは障害福祉サービスを利用していますか（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

- 「利用している」が17.2%、「利用していない」が48.7%、「障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証の交付を受けたが利用していない」が6.5%でした。
- 「利用している」と回答した方に「障害福祉サービスを利用する際に以前と変わったと感じることがありますか（あてはまるもの全て）」を聞いたところ、「特にない」が34.4%、「身近な場所で相談できるところが増えた」が16.4%、「利用できる量が増えた」が9.8%でした。

あなたは障害福祉サービスを利用していますか（あてはまるもの1つ）



上記で「利用している」に○をつけた人にお伺いします。
あなたはどのような障害福祉サービスを利用されていますか。
(あてはまるもの全て)

◆介護給付	
居宅介護（ホームヘルプサービス）	16.4%
重度訪問介護	3.3%
同行援護	6.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	0.0%
短期入所（ショートステイ）	11.5%
療養介護	1.6%
生活介護	16.4%
施設入所支援	4.9%
共同生活介護（ケアホーム）	6.6%
◆障害児通所支援事業	
児童発達支援	4.9%
放課後等デイサービス	3.3%
保育所等訪問支援	6.6%
◆訓練等給付	
自立訓練（機能・生活・宿泊）	3.3%
就労移行支援	0.0%
就労継続支援（A型・B型）	21.3%
就労定着支援	0.0%
共同生活援助（グループホーム）	4.9%
◆地域生活支援事業	
日中一時支援	11.5%
移動支援	9.8%
◆地域相談支援事業	
地域移行支援	0.0%
地域定着支援	0.0%
◆その他	0.0%

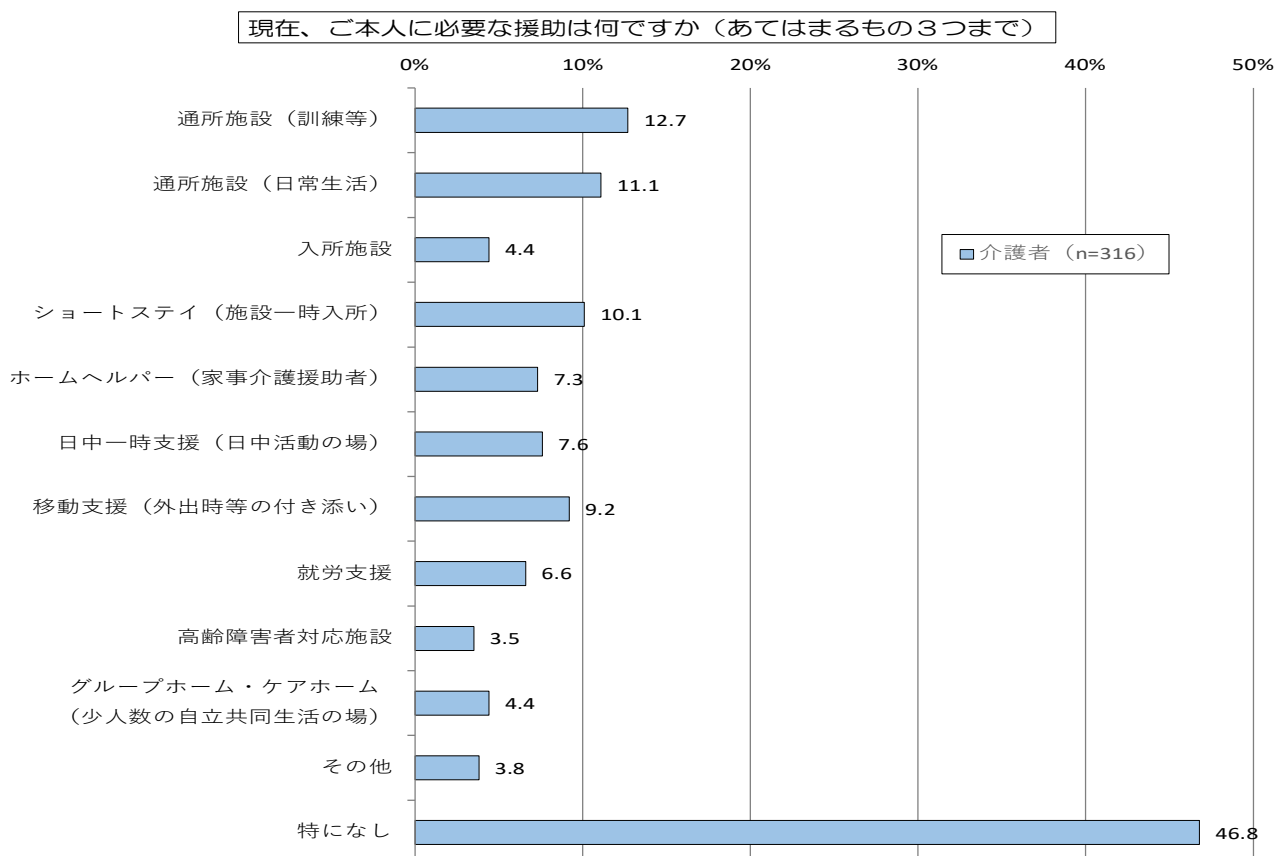
障害者本人（n=61）

「今後どのような障害福祉施設を本市にお望みですか（自由記載）」（障害者本人）

- 身体障害者の20～59歳では「パソコン教室等の職業訓練」、60歳以上では「安価に利用できるリハビリ施設」「入浴のみを短時間で実施してくれる施設」という意見がありました。
- 知的障害者の0～19歳では「病児保育」「市直営の放課後等デイサービス」、40～59歳では「大きな規模の施設を増やす」「ゆっくりと1日利用できる施設」という意見がありました。
- 精神障害者の30歳以上では「入院施設のある精神科病院」「精神障害者の福祉施設」「障害の有無を問わず過ごせる施設」という意見がありました。

「現在、障害者本人に必要な援助は何ですか（あてはまるもの3つまで）」（介護者）

- 「通所施設（訓練等）」が12.7%、「通所施設（日常生活）」が11.1%、「ショートステイ（施設一時入所）」が10.1%、「移動支援（外出時等の付き添い）」が9.2%でした。
- 自由記載では、「リハビリ施設」「障害者の生きがいをづくりの教室やスポーツ施設」「地域包括支援センターのような組織を増やす」「障害者が話したり情報に触れる施設」「土日祝、平日夜等に若い障害者が利用できる通所施設」「成人の障害者施設」等の意見があったほか、「高校卒業後の重身専用のデイサービス・入所・ショートステイ」「精神科病院又は市立病院に精神科の設置」「介護負担が大きいので市内の夜間や休日救急医療の診察日を増やしてほしい」「障害程度に合わせた土日祝に集える施設」等の意見もありました。
- 成人市民の自由記載では、「リハビリテーション」等の意見がありました。



「あなたは将来の生活に対する心配はありますか（あてはまるもの全て）」（障害者本人）

- 「経済的な問題」が45.1%と最も多く、次いで「健康や老化の問題」が39.2%、「介護者の健康や老化の問題」が37.2%でした。

「あなたは今後「地域福祉権利擁護事業」を利用したいと思いますか

（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

- 「わからない」が38.0%、「必要な状況になれば利用を考える」が36.6%、「利用するつもりはない」が9.3%でした。
- 「現在利用している」は1.1%とわずかです。
- 「地域福祉権利擁護事業について知っていますか（あてはまるもの1つ）」では、「制度の内容を知っている」が3.9%でした。

「あなたは今後「成年後見制度」を利用したいと思いますか

（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

- 「わからない」が34.1%、「必要な状況になれば利用を考える」が28.2%、「利用するつもりはない」が20.3%でした。
- 「現在利用している」は2.0%とわずかです。
- 「成年後見制度について知っていますか（あてはまるもの1つ）」では、「制度の内容を知っている」が16.3%でした。

「障害者差別を受けたり、嫌な思いをしたことはありますか

（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

- 「ある」が23.1%、「ない」が70.1%でした。
- 「ある」と回答した方は、障害別では知的障害者が43.6%、精神障害者が39.4%、身体障害者が20.4%となっており、知的障害者が高くなっています。
- 「ある」と回答した方に、「障害者差別を受けたり、嫌な思いをしたことはどのような内容でしたか（あてはまるもの全て）」と聞いたところ、「ひどい言葉を言われたりしたことがある」が58.5%、「話しかけても無視されたことがある」が32.9%、「たたかれたり、けられたりしたことがある」が14.6%、その他自由記載では「変な目で見られた」「就職活動時に対象外にされた」「障害について聞かれる」「ひわいなことを言われた」「おいせつな行為をされた」「自分のお金を勝手に使われた」でした。

「あなたが今必要と感じている情報はどのようなものですか

（あてはまるもの全て）」（障害者本人）

- 「福祉サービス等の情報」が38.3%と最も多く、次いで「医療機関の情報」が26.8%、「相談できる場所の情報」が24.2%、「社会福祉施設の情報」が18.3%、「福祉に関する法律や施策等の情報」が14.4%、続いて「障害のある人たちのサークルや交流の情報」「障害のある人たちの権利擁護に関する情報」「スポーツや文化活動等の情報」でした。その他自由記載では「受給や免除できる項目とその条件」「交通手段」といった意見がありました。

「障害者福祉サービス等の情報はどのようにして得ていますか

(あてはまるもの2つまで) (介護者)

- 「広報」が38.6%、「診療所(医院)、病院」が25.9%、「民生委員・児童委員」が17.4%、「障害者相談員」が12.3%、「福祉事務所や保健所、児童相談所」が11.7%、続いて「テレビ、新聞等」「家族、親戚」「障害者団体」「学校、職場、施設」「ホームヘルパー」の順となっており、その他自由記載では「インターネット」「ケアマネジャー」「市役所窓口」といった回答がありました。
- 障害者本人や介護者の自由記載では、「スマートフォンやパソコンを持っていないので情報が分からない」や「デジタル化やオンライン等に着いて行けず取り残されている」というデジタル化に対する不安や、「障害者福祉サービスの内容が分からない」「対象者にパンフレット等を送付して福祉サービスを紹介してほしい」「定期的に情報を流してほしい」等、情報提供を希望する意見が数多くありました。

(2) 施策の目標

- 障害者が主体的に安定した豊かな生活を営むことができるよう、相談支援及び福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者差別解消法で、障害者に対する行政サービス等における配慮が求められています。2016(平成28)年に策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領に基づき、市職員の障害に対する理解を深めると共に、選挙等における配慮を引き続き行います。

①相談支援体制の構築

取組	内容
相談支援体制の充実	・複合的な課題を有する家庭に対し、保健や医療、福祉、教育、就労等の関係機関の参画・協働による包括的な支援の更なる充実を図ります。
地域生活支援拠点の充実	・すぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応ができる体制を強化します。 ・引き続き地域生活支援拠点コーディネーターを配置し、制度の縦割りを超えた関係機関間の連携に努めます。 ・短期入所事業所等に地域生活支援拠点としての新規登録を働き掛けるとともに、現状の対応が困難な事例等について定期的な検証・検討を行います。

②障害福祉サービスの充実

取 組	内 容
訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅での生活を支えるため、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護等の事業所と連携して、訪問による障害福祉サービスの充実に努めます。
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護や自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所の事業所と連携して、日中の生活を支援する障害福祉サービスの充実に努めます。
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援・グループホーム等、障害の状況に応じた日常生活の支援や、夜間の介助等の適切な障害福祉サービス提供の充実に努めます。 ・グループホームについては、国の整備補助等の動向を注視しながら、空き家の有効活用や市有地等の定期借地、事業者の公募等について関係機関と連携し、検討を行います。
計画相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じた障害福祉サービス等利用計画の作成を行い、事業所と連携して、スムーズな地域移行を実現できるように努めます。 ・スムーズな障害福祉サービスを実現できるよう、ニーズに応じたサービス等利用計画の作成に向けて、事業所との連携を強化します。 ・市内の障害福祉サービス事業所に対し、県が実施している「計画相談支援専門員研修」への参加を呼び掛ける等の働き掛けを行い、「計画相談支援専門員研修」のカリキュラムの一つである市町の実習の実施に協力します。
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者のニーズに合わせた柔軟な対応を行います。 ・入所施設や精神科病院から地域生活へ移行するための支援として、地域住民の理解の促進にあわせて、保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に努め、地域包括ケアシステムによる支援体制の充実に努めます。
各部署、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の各部署や医療機関等の関係機関と連携し、きめ細かい支援、途切れのない支援に努めます。 ・障害者のライフステージに応じた総合的な福祉サービスの提供及び充実のため、保健や医療、福祉をはじめとする関係分野との連携を強化します。 ・名張市共生地域デザイン会議や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会等を通じて伊賀市との連携を強化します。

③障害のある子どもに対する支援の充実

取 組	内 容
障害児の相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達支援センター等の市の各部署や医療機関等と連携を密にし、早期の対応、途切れのない支援につなげます。
各部署、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠から、出産、育児までを切れ目なく支援する体制（名張版ネウボラ事業）を整え、発達に心配のある子どもや保護者に対しては、相談、育児支援や医療機関等への紹介を行う等、子ども発達支援センターや児童発達支援センター等をはじめとする医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援していきます。

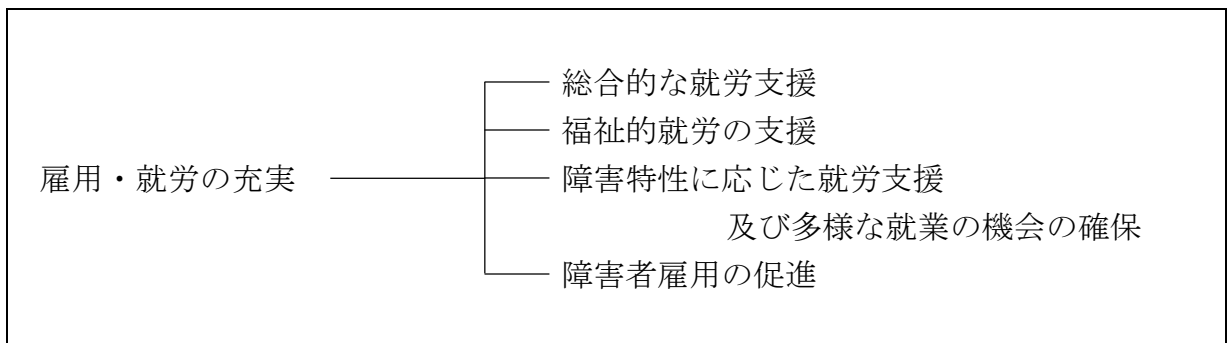
④アクセシビリティ（情報提供機能）の充実

取 組	内 容
コミュニケーションツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・点字や録音広報の発行、手話通訳者や要約奉仕員の派遣、点訳奉仕員養成事業や手話奉仕員養成事業等を引き続き実施します。 ・タブレット等の電子機器の活用により、遠隔手話通訳サービスを引き続き実施します。
情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を必要とする方へ「障害者福祉ガイドブック」等を活用し、コミュニケーション手段の支援機器等の各福祉サービスについての情報提供を継続して行います。

⑤権利擁護の推進

取組	内容
権利擁護、成年後見等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定が困難な障害者等の権利を擁護するため、名張市社会福祉協議会等と連携し、財産管理や生活面の支援等を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用支援を引き続き実施します。 ・中核機関である伊賀地域福祉後見サポートセンターで養成する福祉後見人等や名張市社会福祉協議会と連携し、多様な法人後見の受任者の確保を図ります。
消費者被害等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した消費生活者被害防止ネットワーク等において、消費者被害等の防止に関する情報提供に努めます。
障害者虐待防止、予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターでは、障害者虐待防止センターとしての機能を担い、虐待通報や届出に応じるとともに、虐待防止に向けた啓発や相談の充実を図ります。
障害者差別の予防、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、障害者差別が発生しないよう障害者差別解消法や相談窓口の周知、啓発を行い、差別事象が発生した際には早期の解決に努めます。
障害者に配慮した適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、障害者差別解消法の知識や障害者への配慮等、市職員に必要な意識の向上を図り、各部署で障害者に配慮した適切な対応を行います。
投票しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所において、投票支援カード及びコミュニケーションボードを使用する等、障害者の方ができる限り投票しやすくなるような環境づくりに引き続き努めます。 ・投票所におけるスロープ設置、点字による投票補助等、投票しやすい環境づくりに努めます。

3. 雇用・就労の充実



(1) 現状と課題

①総合的な就労支援

- 2008（平成20）年に開設した名張市障害者人材センターでは、県、ハローワーク、伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター、企業や福祉就労事業所、特別支援学校等と連携を図りながら、総合的な就労支援に努めています。
- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会では、ハローワークや福祉就労事業所等の関係機関と連携し、課題の抽出、協議等を行い、企業訪問や障害者理解を深める研修会等を実施しています。
- 毎年、ハローワーク主催で障害者就職面接会が開催されています。本市としては隔年で、ハローワーク等の関係機関と協力の下、障害者就職面接会を開催しています。
- 本市では、2019（令和元）年度より、雇用人員数の特例認定を受けています。2021（令和3）年度の障害者雇用率は2.67%、2022（令和4）年度の障害者雇用率は2.85%で、法定雇用率の基準である2.60%を達成しています。

②福祉的就労の支援

- 精神障害等で企業就労が難しい方には、就労移行支援や就労継続支援等の福祉的就労の支援を実施しています。市内には就労継続支援A型事業所が少なく、市外へ通所している方もいます。なお、市内に1か所あった就労移行支援事業所は2023（令和5）年7月に閉所となり、近隣市の事業所や障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が参加し、就労のアセスメントの実施に向けた協議、検討を行っています。
- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会では、福祉的就労から一般就労へのステップアップ、安定した事業所運営に向けて活動を行っています。
- 障害者優先調達推進法に基づき、本市で優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品等の情報を関係部署に提供して、優先発注をしています。
- 2009（平成21）年2月に設立した名張市障害者アグリ雇用推進協議会では県や関係機関と連携し、農業の現場で障害者支援を行う農業ジョブトレーナーの養成や、講演会等の啓発を行っています。

○就労受入先に対する支援や環境整備については、名張市障害者人材センターを軸に関係機関と連携して検討しています。

○就労継続支援B型事業所において工賃向上が進まない状況にあります。

また、就労継続支援B型事業所の利用が長期化している現状があり、一般就労や就労継続支援A型事業所への移行が難しいことが課題です。

③障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

○県では委託訓練を実施しており、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（三重障害者職業センター）では、職業評価の実施やジョブコーチ（職場適応援助者）による支援が実施されています。

④障害者雇用の促進

○2016（平成28）年に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、障害者に対する差別禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）に関する聞き取りと、雇用の場の拡大を図るため、企業等を訪問し、啓発を行っています。

○障害者の一般就労について、令和6（2024）年4月から、民間企業における法定雇用率が2.3%から2.5%へ、令和8（2026）年7月から2.7%へ引き上げられることから、民間企業においては障害者雇用率を達成するため、更なる障害者人材が必要となります。

基礎調査結果

「あなたは現在働いていますか（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

□「働いていない」が58.6%と最も多く、次いで「会社等にて常勤で働いている」が10.7%、「パート、アルバイトをしている」が8.2%、「未回答」が7.0%、「作業所や施設に通い、収入を得ている」が6.5%でした。

「あなたが働いていない理由は何ですか（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

□「その他」が68.8%と最も多く、その他自由記載では障害を問わず、0～19歳は「子ども（学生）のため」、60歳以上は「高齢（年金生活）のため」が多くなっていますが、20～59歳の方で身体障害者は「働く場がない」「体調が悪い」、知的障害者は「働ける状態ではない」、精神障害者は「勤めだすと体調が悪くなる」といった意見が多く見られました。

「（働いていない方に）あなたはどのような職場、環境であれば働けると思いますか

（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

□「働く時間や時間帯を自分に合わせて選択できる」が6.3%、「仕事内容を自分に合わせて選択できる」が3.8%、「調子の悪い時には比較的自由に休暇がとれる」が3.4%でした。

□自由記載では、「体調に合わせた働き方」「障害があっても就職しやすい職場づくり」といった意見が多くあり、介護者からも同様の意見がありました。

□成人市民の自由記載では、「障害者雇用の充実」「成人以降の就労の場の確保」等の意見がありました。

「あなたは現在の生活で困っていることや心配なことがありますか

(あてはまるもの全て) (障害者本人)

- 「経済的な問題」と回答した方が35.2%おり、「働いている」と回答した方に、「平均月収はどのくらいか」を聞いたところ「10万円未満」が55.7%でした。
- 「平均月収が10万円未満」と回答した方は、障害別では知的障害者が73.0%、身体障害者が58.5%、精神障害者が46.2%でした。

「障害福祉を推進していくために取り組むべき課題として

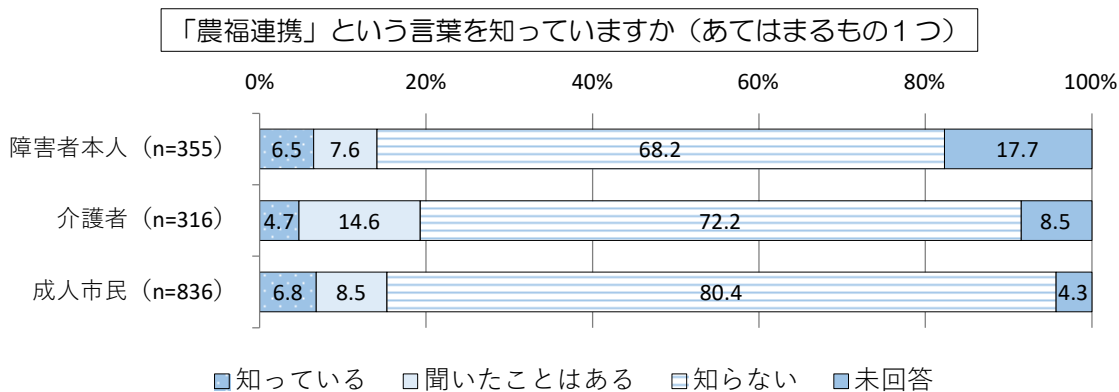
どのようなことが考えられますか (あてはまるもの全て) (成人市民)

- 「雇用・就労の場の確保」が58.7%、「職業紹介や指導・訓練の充実」が54.2%でした。
- 年齢別では、20～29歳では「障害理解を深めるための学校教育」が最も多く、次いで「障害者理解を深めるための啓発・広報活動」でした。30～69歳は「雇用・就労の場の確保」が最も多く、次いで「障害理解を深めるための学校教育」でした。70～79歳では、「職業紹介や指導・訓練の充実」が最も多く、次いで「雇用・就労の場の確保」でした。80歳以上では、「福祉制度やサービスの充実」が最も多く、次いで「障害者理解を深めるための啓発・広報活動」でした。

「農福連携という言葉を知っていますか

(あてはまるもの1つ) (障害者本人、介護者、成人市民)

- 障害者本人では、「知っている」が6.5%、「聞いたことはある」が7.6%、「知らない」が68.2%、「不明・未回答」が17.7%でした。
- 介護者では、「知っている」が4.7%、「聞いたことはある」が14.6%、「知らない」が72.2%、「未回答」が8.5%でした。
- 成人市民では、「知っている」が6.8%、「聞いたことはある」が8.5%、「知らない」が80.4%、「未回答」が4.3%でした。
- 成人市民の自由記載では、「なぜ農業なのか」「なぜボランティア活動なのか」「雇用して十分な支払いをするべきではないか」といった意見がありました。



※農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、名張市障害者アグリ雇用推進協議会では農業分野への就労を希望する障害者のための環境整備を行っています。



(2) 施策の目標

- 基礎調査でも、多くの方が「雇用・就労の場の確保」「職業紹介や指導・訓練の充実」が重要と回答していることから、障害者の意向を尊重し企業や関係機関と共にマッチングを進めます。
- 障害者が各々の働く能力や個性を生かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指すため、一般就労に向けた支援や福祉的就労の支援を行います。
- 一般就労が困難な障害者が、就労支援事業所等でそれぞれの適性に応じた作業指導や生活指導による一般就労への定着に向けた準備を行うことは、社会参加の喜びや生きがいを得ることにつながるため、障害者と事業所に寄り添い支援します。
- 企業に対して障害者に対する更なる理解を深めるため、障害者雇用についての啓発を行います。

①総合的な就労支援

取組	内容
就労支援のネットワークの推進（伊賀圏域障がい福祉連絡協議会（就労部会）等）	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会において、関係機関と協力しながら、企業訪問や研修、就職面接会等の障害者雇用の啓発や障害者の就労に向けた取組を推進します。 ・福祉の事業所間や関係機関での情報交換や、障害者の就労に向けた具体的な取組を協議します。
関係機関と連携した就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、労働、福祉、医療、教育等の関係機関と連絡調整を行い、きめ細かい支援の充実に努めます。

②福祉的就労の支援

取 組	内 容
就労移行・就労継続支援等の支援の充実	・就労に必要な能力取得のための就労移行支援及び就労継続支援、就労を続けるための就労定着の支援を充実し、自立に向けた支援を継続します。
福祉事業所の工賃向上の取組	・伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会では、福祉事業所の工賃向上のための新たな販路の確保・拡大等を関係機関と共に取り組みます。
物品等の優先調達への推進	・市の発注において、障害者の雇用の機会の提供と福祉施設の工賃向上に向けた優先調達の利用啓発に努めます。
名張市障害者アグリ雇用推進協議会等の関係機関と連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市障害者アグリ雇用推進協議会では、農業ジョブトレーナーの養成や障害者の体験実習のための就労受入農家、就労体験希望者の確保に向けた啓発活動に取り組みます。 ・農福連携の基本理念に基づき、農業分野等での作業受委託の調整を積極的に進めていきます。 ・地域や関係機関と連携して、名張市障害者人材センターを軸に、みはたメイハンランドのめばえファームでの農業体験や居場所づくりを支援していきます。

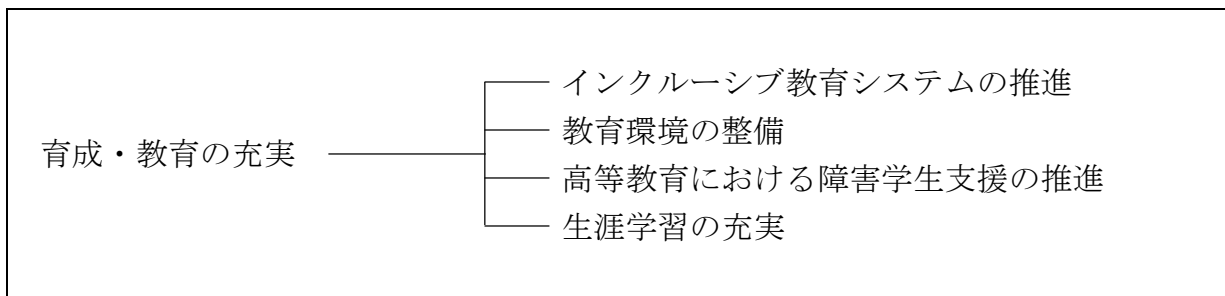
③障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

取 組	内 容
就労希望者への情報提供	・本人に合った働き方の選択ができるように、ハローワーク等の求人や障害者就職面接会等の情報提供を図ります。
委託訓練等の活用	・県の委託訓練（技能習得訓練）を活用する等、適性や能力に合った就労の見極め、企業への就職率及び定着率の向上を図ります。
本人の状態にあった様々な支援	・一般就労が困難な方には、相談支援事業所や就労支援事業所と連携した福祉的就労や、それを経た一般就労へのステップアップ等、本人の状態に合った支援に努めます。

④障害者雇用の促進

取 組	内 容
企業への助成・訓練制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局を中心に、関係機関である労働基準監督署やハローワーク等と連携し、企業への助成・訓練制度の周知等、障害者雇用の啓発に努めます。
障害者雇用に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害者雇用に向けた支援、働き掛けを継続して行います。
障害者への差別や合理的配慮に関する相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者からの勤務中に関する相談に関しては、本人及び企業に対して、障害に応じた就労の工夫や障害に対する差別禁止及び職場での支援を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について聞き取りし、対応に努めます。
国や県が開設する労働に関する相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務中に関する相談への対応と並行して、労働基準監督署やハローワーク等、国や県が開設する労働に関する相談窓口の周知に努めます。
市職員の障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の雇用率達成に向け、特性に配慮した雇用や障害者が働きやすい環境づくりを継続します。
市職員等への「対応要領」の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教職員や市職員に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の周知や研修を継続して行います。

4. 育成・教育の充実



(1) 現状と課題

①インクルーシブ教育システムの推進

- 保育所（園）・認定こども園等や、放課後児童クラブへの障害児への個別支援の充実を行う等、障害の有無に関わらず、地域で共に育ち合う保育と、共に学び合う教育の推進に努めています。
- 2007（平成19）年から医療的ケア児も含めた個別乳幼児特別支援事業、特別支援教育連携事業等の協議を通じ、総合的に一貫した支援を行い、また、支援者等の資質向上に向けた研修を実施しています。
- 2013（平成25）年に、子ども発達支援センターと教育センターを併設した名張市子どもセンターを設置しました。子ども発達支援センターでは18歳までを対象に発達に心配のある就学前の子どもの教室や保育所（園）・認定こども園等の定期巡回等の支援を行っています。また、教育センターではぶりっ子チャレンジ教室やぶりっ子わくわくキャンプといった特別支援教育に関わる事業や、小学生から18歳までの特別な支援を必要とする子どもについての相談・支援、教職員の研修等を行っています。
- 児童発達支援センターでは、保育所（園）・認定こども園等への訪問や児童発達支援等の通所支援等による療育や相談を行っています。
- 就学前には医療、保健、教育、福祉等の関係機関で巡回相談を実施し、保護者の同意を得た場合は、乳幼児期からのデータを一括管理し、個別の支援目標や支援計画を学校教育に引き継ぐ等、相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めています。
- 保育所（園）・認定こども園等から小学校への引継ぎのため、特別支援学級へ入級する全ての児童について連携し、相談会を実施しています。また、その他の児童についても保護者の希望により支援の移行シートを用いた引継ぎを行っています。加えて、入学・入級後も継続的に連携し、児童の学びの充実に努めています。
- 特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校と小中学校との交流を実施しています。

②教育環境の整備

- 市内全ての小中学校に特別支援学級を設置しています。また、六つの小学校及び二つの中学校に通級指導教室を設置しています。
- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合も高くなってきており、特別支援学級の在籍者数・学級数は共に増加傾向にあります。
- 障害が重度化・多様化する中、子どもの状況と保護者の意向を踏まえた適正な就学が可能になるよう、就学前の教育、就学支援の充実を図っています。
- 名張市特別支援教育システムに基づき、小中学校における校内委員会の設置、保健・福祉・医療等の関係機関との調整を図りながら校内の特別支援を推進する特別支援教育コーディネーターやその支援を行うチーフコーディネーターの任命、通常学級の学習サポーターや特別支援学級の自立支援員等の配置、途切れのない支援に向けたツールとしての個別の指導計画や個別の教育支援計画、パーソナルファイル等の活用等、適切な支援のための体制整備や教職員の資質向上に努めています。
- 教育・医療等の関係機関や保護者との連携、対応を実施していますが、コロナ禍前と比較して、不登校の相談や、それに伴う放課後等デイサービス等の相談が増えており、子どもたちが安心して充実した生活を送るため、放課後等デイサービス事業所等の社会資源や担い手の確保や支援の充実等が求められます。
- 不登校の児童生徒数の増加は全国的に見られ、交友関係を深める機会の減少、学校や社会での体験活動の減少による影響等様々な要因が指摘されています。

③高等教育における障害学生支援の推進

- 三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園や三重県立盲学校等の県立特別支援学校等の関係機関と連携しながら、特別支援教育の充実を図っています。
- 近年、地域の高校やその保護者からの就労に関する相談も増えており、関係機関と連携しながら、一般就労から障害福祉サービス利用まで多様な進路への支援を行っています。

④生涯学習の充実

- 各市民センター等では、生きがいつくりや社会参加の場として、主催学級や様々な講座を開催しています。
- 2019（令和元）年視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」といいます。）が施行されました。この法律は、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を定めています。同法第9条では、公立図書館等と並んで学校図書館でも視覚障害者等が利用しやすいメディア（点字図書・拡大図書・電子書籍等）の充実と、円滑な利用のための支援が行われるよう、必要な施策を講ずるものとしています。

このような国の動きの中、市立図書館では、障害の有無にかかわらず対等なサービスを受けられるよう、来館が困難な方のために移動図書館「やまなみ号」の巡回

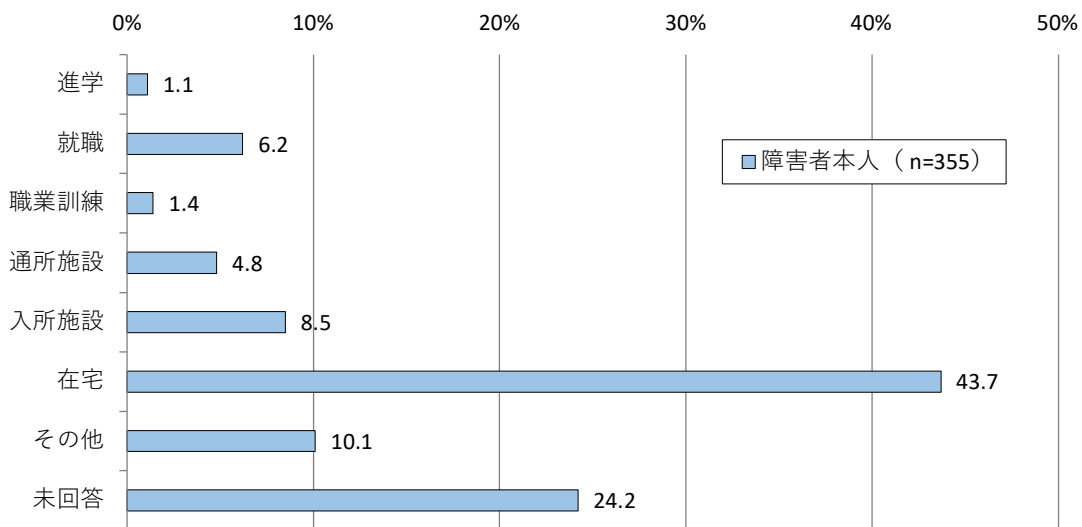
や視覚障害者への対面朗読（予約制）、身体障害者手帳の1級又は2級を所持している方へ図書、CD等の郵送貸出し（登録制）、点字本、大活字本の充実等の取組を行っています。

基礎調査結果

「あなたが将来希望する進路はどれですか（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

- 「在宅」を希望する方は43.7%で最も多く、次いで「入所施設」が8.5%、「就職」が6.2%と続き、「未回答」は24.2%でした。
- 障害別では、身体障害者の62.6%、知的障害者の37.2%、精神障害者の46.6%が「在宅」を希望し、次いで身体障害者と知的障害者では「入所施設」、精神障害者では「就職」でした。

あなたが将来希望する進路はどれですか（あてはまるもの1つ）



「障害についての相談、診断、判定を受けた頃のご家族の苦労や不安はいかがでしたか（あてはまるもの全て2つまで）」（介護者）

- 「適切な医療機関を知りたかった」が22.2%と最も多く、次いで「医療費等の経費が大変であった」が19.6%、「療育上の具体的な相談相手がいなかった」が19.3%でした。
- 自由記載では、「家庭内で施設をどうするか意見が分かれ、辛かった」という意見もありました。

特別支援教育の充実について

- 成人市民の自由記載では、「学校教育で支援サポーターが不足していると感じる。支援学級に入っていないなくても支援が必要な児童は多くいる」といった意見がありました。

(2) 施策の目標

○障害者の自立と社会参加を促進するためには、早期から一人ひとりの障害の状況や特性等に応じた適切な育成・教育を行う必要があります。本分野では、ノーマライゼーションの理念に基づいた、共に生きる社会の実現に向けて、共に育ち共に学ぶ教育の展開を図ります。

①インクルーシブ教育システムの推進

取組	内容
障害児支援の充実	・障害児の福祉サービス、特別支援教育、保育施策が連携し、障害児支援の充実を図ります。
途切れのない支援体制づくり	・発達に心配のある子どもに関し、保健センターや子ども発達支援センター、保育所（園）・認定こども園等、学校等各機関とのつながりを継続し、途切れのない支援体制を構築します。
障害児保育の充実	・障害の状況に応じた適切な保育が受けられるよう、関係機関と連携して支援の充実に努めます。
就学前教育の充実	・障害児の幼児教育指導体制を整備し、指導内容の充実や指導方法の工夫改善等を行い、幼児教育の充実に努めます。
支援が必要な子に対する相談等	・子ども発達支援センター及び教育センターでは、支援を必要とする子どもの相談・教室等を実施しており、市民への周知を図ります。
発達障害児に対する支援	・発達障害の早期発見や就学前の発達支援等、医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関等と連携し、地域や保護者の理解や生活支援につながる支援に努めます。
福祉教育の充実	・幼少期から学校や地域で、障害者や障害児とふれあう場や交流、福祉ボランティアの体験等、共に育ち、学び合う機会とするための福祉教育の一層の充実を図ります。

②教育環境の整備

取組	内容
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に長期的に取り組むために個別の教育支援計画による特別支援教育を推進します。 ・特別支援教育を推進する中で、多様な学びの場の一つとして支援学級を設置し、また、個別の指導計画により一人ひとりの力を伸ばすカリキュラムを作成します。
関係機関との連携	・乳幼児期からの途切れのない障害児支援のために、福祉関係機関と教育機関の連携を更に強化します。

交流及び共同学習の充実	・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中高等学校等、子どもや地域住民が障害や障害者に対する理解を深めることができるよう、交流及び共同学習の充実を図ります。
校内委員会の活性化	・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化を図ります。
支援体制の充実	・通級指導教室を設置し、通常学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症等の障害がある児童・生徒に対する支援体制の充実を図ります。
教職員研修の実施	・特別支援学校や各専門機関と連携した研修会の実施等により教職員の研修を行います。
合理的配慮の取組	・県等と連携を図りながら、通級指導教室の開設に向けた取組、また、障害児の受験機会の確保と受験時や入学後の手話通訳や点訳等の支援体制の確立、必要な施設設備の改善整備等を図ります。

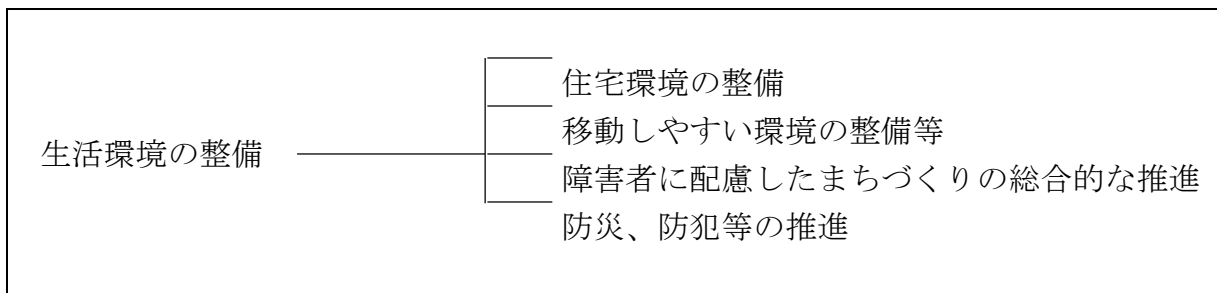
③高等教育における障害学生支援の推進

取組	内容
関係機関との連携強化	・卒業後の進路を保障するために、福祉事業所やハローワーク、伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター、障害者職業センター、名張市障害者人材センター等の関係機関との連携を強化します。
アフターケア体制の確立	・学校から社会への移行支援がスムーズに行われるよう、障害の状況等に応じた進路指導の充実を図り、アフターケア体制の確立を図ります。

④生涯学習の充実

取組	内容
共生社会の実現	・生きがいつくりや社会参加、多様な交流が可能となる共生社会地域づくりに向け、生涯学習が充実したまちづくりを進めます。
環境整備と関係機関との連携	・市民が学びを進め、学び続けられるための情報提供や身に付けた知識や経験を生かすことができる仕組みづくりに、関係機関と共に取り組みます。
読書環境の整備	・引き続き公益社団法人日本図書館協会策定のガイドラインに基づく取組を進めると共に、2019（令和元）年6月21日に国及び県が策定した読書バリアフリー法に基づく基本計画の動向を注視し、必要な取組を進めていきます。

5. 生活環境の整備



(1) 現状と課題

①住宅環境の整備

- 障害者及び要介護高齢者が生活する住宅を改修する場合に、上限20万円の給付を行っています。
- 名張市社会福祉協議会では、障害者が改築等をする場合の貸付制度があります。
- 障害者の市営住宅の入居については、優先的に入居を配慮する世帯として位置付けています。

②移動しやすい環境の整備等

- 重度障害者へのタクシー料金や自動車燃料費の助成、運転免許取得費及び自動車改造費の助成を行っています。
- 市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」や、公共交通空白地域や公共交通不便地域の解消のために地域コミュニティバスを運行しています。各種運賃は、障害者手帳等の提示による免除があります。また、コミュニティバスの車両更新に当たっては、ノンステップバス車両やバリアフリー基準を満たすバス車両の選定に努めています。
- 名張市自転車等放置防止条例に基づき、市内4駅全ての周辺を放置禁止区域に定め、定期的な自転車等の撤去移動により歩行空間の保持に努めています。
- 福祉有償運送等運営協議会では、道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送及び過疎地有償運送の適正な運営の確保に努めています。
- 障害者や高齢者、また、介助者や介護者が地域で安心して生活していくためには、コミュニティバス等の移動手段が市内全地区にない中で、収入が少ない方や障害者等でも容易に利用が可能な交通手段の確保と充実を進める必要があります。

③障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- 本市の公共建築物の整備に際しては、県の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、整備を進めています。



ユニバーサル
デザインの
まちづくり
シンボルマーク

- 2016（平成28）年に名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例、2017（平成29）年に手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例を制定し、障害者の社会参加やそれに配慮した対応に努めています。
- 市主催のイベント等には、手話通訳者、要約筆記者等を派遣しています。
- 市役所の福祉窓口を設置手話通訳者を配置するとともに、手話の習得による窓口サービスの向上を目指しています。
- 利用者と市の設置手話通訳者が、タブレット端末のアプリを使って手話で対話する遠隔手話通訳サービスを2017（平成29）年に試行、2018（平成30）年に開始し、実施しています。
- パソコン等を利用しメールで救急車又は消防車を要請できる電子メールによる119番通報（メール119）、FAXで要請できるFAXによる119番通報（FAX119）、また、災害等情報を携帯電話のメールで配信する防災ほっとメール等を活用し、情報を入手することが難しい障害者に対する体制の整備に努めています。加えて、「Net（ネット）119番」は2024（令和6）年度稼働に向けて調整中です。
- 市の広報紙等の点字や音訳（録音）を行い、希望者に配布しています。また、県や専門機関と連携し、音訳や点訳に取り組むボランティアの養成に努めています。

④防災、防犯等の推進

- 地域づくり組織や関係団体と連携し、消費生活者被害防止ネットワークを2013（平成25）年に始動し、年金支給日にATM付近での啓発とともに、消費者トラブル等に対する消費生活相談に応じています。
- 災害時等に備え、地域の要援護者の安否確認と避難支援を想定して、地域づくり組織、民生委員・児童委員等が中心となり、地域での暮らしの把握や見守りを行っています。また、障害者や高齢者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する、個別避難計画の作成に向けた取組を進めています。
- 障害者本人が災害が発生した時の心配事について、「わからない」との回答が多く占めている中、障害者や高齢者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成し、充実させていくとともに、災害時に必要となる知識や備えについての情報を分かりやすく啓発していく必要性があります。
- 市福祉子ども部では、避難行動要支援者名簿を作成しています。障害者、高齢者等を対象に随時受付しており、登録者のうち地域の支援を希望し、名簿提供に同意している方は、2023（令和5）年5月末現在で8,666人です。今後も引き続き名簿の活用を継続し、地域での助け合いを推進していきます。
- 災害時要援護者支援制度の積極的な啓発に努めます。市内にある福祉施設との連携を図り、地域における共助の仕組みを確立させるため、自主防災組織やボランティア等とも連携を図りながら、災害時の支援体制の充実に努めています。
- 各関係機関と連携した防災訓練を実施しています。また、まちの保健室や地域と連携し、地域の要援護者を見守る等、日常的な支援活動を行っています。

- 2017（平成29）年に情報を文字で伝えることができるアンブルボード（発光型掲示ボード）を購入し、情報伝達体制の拡充に努めています。
- 本市では災害時に医療、物資、応急対策等の支援を受けるための災害協定を名賀医師会をはじめ、民間企業、他府県の自治体等と締結しています。

基礎調査結果

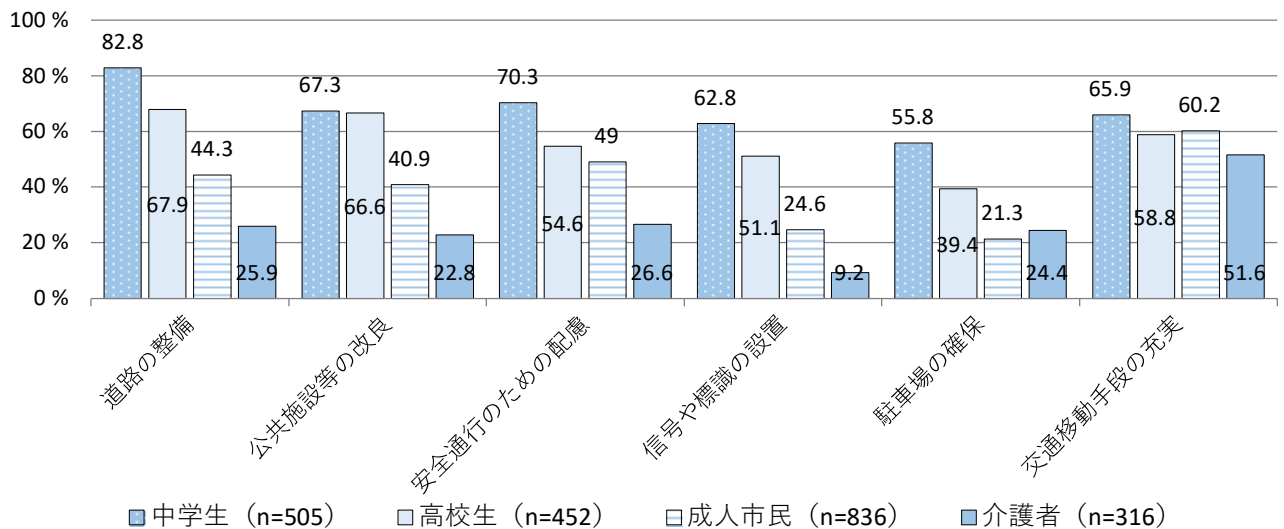
「障害のある人への配慮として、市内の建物や道路、交通機関等に関して

改善や充実を図っていくべき点があれば教えてください（あてはまるもの全て）」

（中学生、高校生、成人市民、介護者）

- 中学生では、「道路の整備」が82.8%、「安全通行のための配慮」が70.3%、「公共施設等の改良」が67.3%でした。
- 高校生では、「道路の整備」が67.9%、「公共施設等の改良」が66.6%、「交通移動手段の充実」が58.8%でした。
- 成人市民では、「交通移動手段の充実」が60.2%、「安全通行のための配慮」が49.0%、「道路の整備」が44.3%でした。
- 介護者では、「交通移動手段の充実」が51.6%、「安全通行のための配慮」が26.6%、「道路の整備」が22.8%でした。
- 全ての属性で、「道路の整備」「公共施設等の改良」「安全通行のための配慮」「交通移動手段の充実」が高い割合となっています。
- 自由記載では、交通移動手段の整備に関し「安価な公共交通と路線の充実」等を、都市設備の整備に関しては「段差や凸凹がない歩道整備」「点字ブロックの除草」「おもいやり駐車場の増設」「駅ホームの柵、スロープの設置」という意見があり、特に「歩道の整備」と「おもいやり駐車場」についての意見が多数ありました。

障害のある人への配慮として、名張市内の建物や道路、交通機関等に関して改善や充実を図っていくべき点があれば教えてください（あてはまるもの全て）



「あなたの現在のお住まいはどれですか（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

- 「持ち家」が89.6%、「民間賃貸住宅（借家やアパート等）」が3.1%、「入所施設」が1.7%、「ケアホーム・グループホーム」が1.4%でした。
- 「あなたは今後どのように生活したいとお考えですか（あてはまるもの1つ）」では、「親や家族と暮らす」が65.9%と最も多く、次いで「施設で暮らす」が4.5%、「アパート等で一人で暮らす」が4.2%、「グループホーム等で共同生活する」が3.1%となっており、「特に考えていない」は14.4%、「複数回答・未回答」は6.2%、「その他」は1.7%でした。

「あなたは現在の生活で困っていることや心配なことはありますか

（あてはまるもの全て）」（障害者本人）

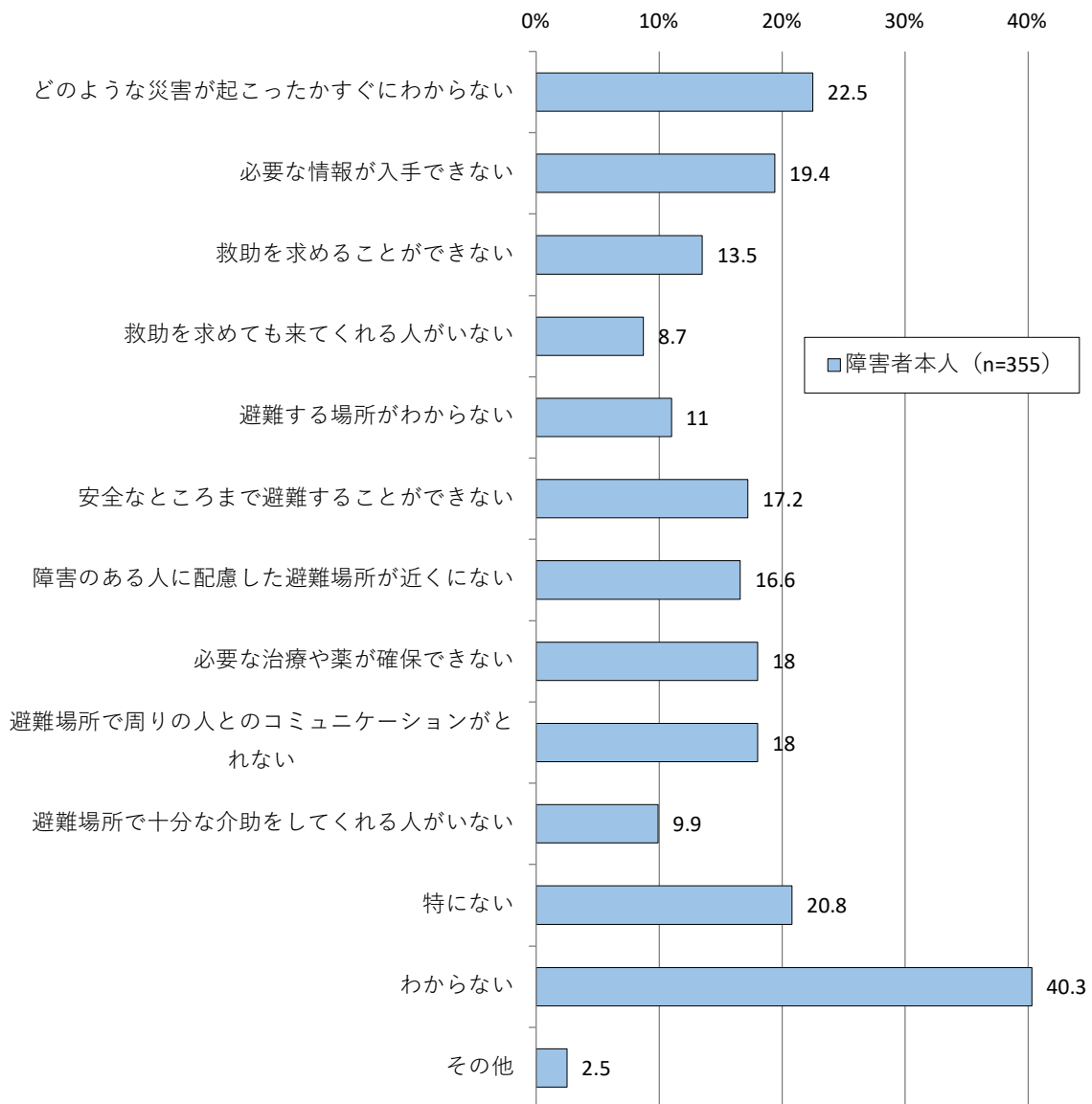
- 「交通手段の確保」が18.3%でした。また、「今後どのようなまちづくりをしていけばよいと思いますか（自由記載）」では、「おもいやり駐車場の充実」や「歩道整備」を含む、「交通移動手段の整備」の割合が最も多くありました。
- 障害者本人、介護者、成人市民の自由記載でも「交通移動手段の確保」について多数の意見がある事から、ニーズが高いと考えられます。

「火事や地震等の災害が発生した時、あなたはどのようなことが心配ですか

（あてはまるもの全て）」（障害者本人）

- 「わからない」が40.3%と最も多く、次いで「どのような災害が起こったかすぐにわからない」が22.5%、「特にない」が20.8%、「必要な情報が入手できない」が19.4%、「必要な治療や薬が確保できない」「避難場所で周りの人とのコミュニケーションがとれない」が18.0%でした。
- 自由記載では、「家族（介護者）がいないとどうしていいかわからない」「長期間の避難となった場合に薬や日常生活用具、補装具が不安」「障害の特性から避難場所での生活は難しい」といった意見がありました。
- 障害別では、身体障害者は「特にない」「どのような災害が起こったかすぐにわからない」「必要な治療や薬が確保できない」が多く、知的障害者では「避難場所で周りの人とのコミュニケーションがとれない」「どのような災害が起こったかすぐにわからない」「障害のある人に配慮した避難場所が近くにない」が多く、精神障害者では「どのような災害が起こったかすぐにわからない」「必要な情報が入手できない」「避難場所で周りの人とのコミュニケーションがとれない」が多くなっています。

火事や地震等の災害が発生した時、あなたはどのようなことが心配ですか
(あてはまるもの全て)



「あなたは災害時に障害のある人に対してどのようなことができますか

(あてはまるもの全て)」(小学生、中学生、高校生、成人市民)

- 小学生では、「避難場所への誘導」が65.8%と最も多く、次いで「相談相手・話し相手」が34.7%、「安否の確認」が28.9%でした。
- 中学生では、「避難場所への誘導」が73.7%と最も多く、次いで「安否の確認」が63.4%、「相談相手・話し相手」が46.7%、でした。
- 高校生では、「避難場所への誘導」が67.7%と最も多く、次いで「安否の確認」が61.7%、「相談相手・話し相手」が37.4%、でした。
- 成人市民では、「避難場所への誘導」が66.5%と最も多く、次いで「安否の確認」が62.9%、「相談相手・話し相手」が44.3%、でした。

(2) 施策の目標

○障害者の自立と社会参加が可能となる地域社会にしていくために、建物や道路等におけるバリアフリー化（物理的障壁の除去）に加えて、全ての方が安心して外出できる環境の整備を進めます。本分野では、ソフト、ハードのバランスが整った施策を推進します。さらに、生活環境の整備を図るとともに、防災対策に係る取組を進め、障害者が気軽に外出でき、暮らしやすいまちづくりを目指します。

①住宅環境の整備

取組	内容
住宅改修費用の給付	・住宅改修を希望する障害者に対して、経費の給付制度を継続します。
市営住宅の障害者への配慮及び改善等生活の場の提供	・障害者の市営住宅の入居については引き続き優先入居者の対象として位置付けることを継続します。 ・借上げ型公営住宅方式で整備する際は、車いす対応の住宅や改修可能な住宅を優先的に選考します。
住宅セーフティーネットの構築	・国のあんしん賃貸支援事業（障害者等の生活弱者の居住支援）を活用し、民間賃貸住宅所有者と連携して、多様な住まいの提供に努めます。

②移動しやすい環境の整備等

取組	内容
路線バスやコミュニティバスの活用	・障害者手帳の提示で、路線バスや地域コミュニティバスの料金軽減について周知します。
福祉有償運送事業等の促進	・移動に介助が必要な障害者等を対象とした、福祉有償運送事業を含め、障害者の移動手段の確保に努めます。
行動範囲拡大を目的とした直接支援	・外出手段の確保と社会参加の促進を目的とする、重度障害者へのタクシー料金や燃料費助成の実施を継続します。

③障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

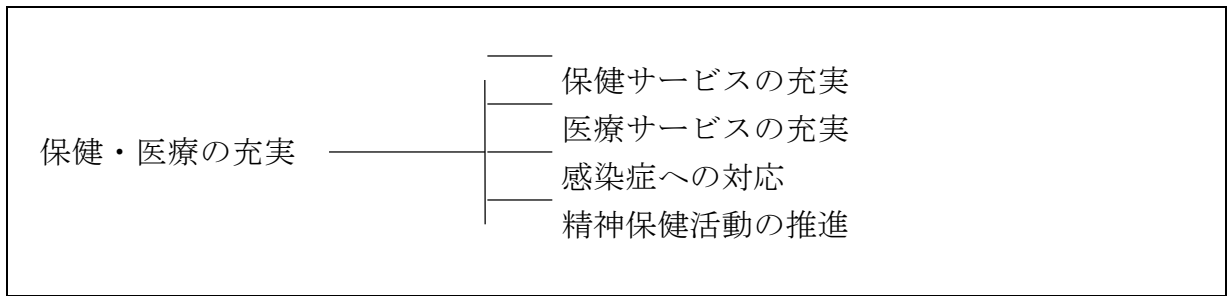
取組	内容
公共施設等のバリアフリー化の推進 おもいやり駐車場等の啓発	・公共施設の整備に関しては、県の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、引き続き、おもいやり駐車場の区画整備や、誰もが利用しやすい施設の整備に配慮します。 ・違法駐車や放置自転車対策、障害者用駐車場やおもいやり駐車場に健常者が駐車しない等の理解啓発をします。

ボランティアの確保、養成	・名張市社会福祉協議会等の福祉団体と連携して、音訳や点訳を行うボランティアの確保、養成に努めます。
--------------	---

④防災、防犯等の推進

取組	内容
メール・FAX 119等の緊急通報システムの周知	・国から支援を受けた民間事業者が実施する、遠隔手話通訳サービス等の周知に努めるとともに、メール119、FAX119等の緊急通報の周知に努めます。 ※「Net（ネット）119番」は2024（令和6）年度稼働予定です。
防犯体制（消費者被害防止ネットワーク）の推進	・障害者等が犯罪の被害者とならないように、警察や地域の防犯組織等と連携した防犯対策を推進します。
防災・減災に向けた啓発、取組	・台風や地震等の災害に対する日頃の備えや、防災・減災に向けた共助・公助の取組として、講演会や出前トーク、情報提供による啓発を行います。
災害情報等のアプリの周知	・災害情報の伝達手段として携帯電話による防災ホットメール（Eメール）及び緊急速報エリアメール（携帯電話会社が提供するサービス）の活用の周知を推進します。
ハザードマップの周知	・印刷物の配布だけでなく、スマートフォン等でも閲覧できるようにインターネットによる公表等、引き続き幅広く周知します。
個別避難計画の作成に向けた取組	・避難行動要支援者名簿を活用し、地域の関係団体や各部署と連携することで、災害時の避難に支援が必要な方の安否確認や避難誘導等の体制の充実に努めます。
避難所や物資等の災害時支援体制の充実	・避難所の設備や物資の把握に努めるほか、避難者受入施設や物資等に関する福祉施設等との協定等による緊急時の支援体制の充実に努めます。
福祉避難所の設置に向けた調査・研究	・関係団体や各部署とともに、障害者等で特に配慮が必要な方を対象とした福祉避難所の設置等の協議・検討を行います。
情報を得にくい障害者等への支援の充実	・視覚・聴覚障害者等の避難誘導の方法等の対応マニュアル等、障害者の特性に応じた災害時の支援の充実に努めます。

6. 保健・医療の充実



(1) 現状と課題

①保健サービスの充実

- 本市では、子育て支援施策として、妊娠、出産、子育てにおいて切れ目のない相談・支援のネットワークの仕組みとして名張版ネウボラ事業に取り組み、保健・医療・福祉との連携を図る体制を整えています。
- 妊娠期・乳幼児期の発達段階に応じた各種健診や健康相談を実施し、発達に心配のある子どもや保護者に対して、育児支援の実施や医療機関等の紹介、子ども発達支援センターや児童発達支援センターのほか、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携の下、支援しています。
- 特定健診やがん検診、歯周疾患検診を実施し、生活習慣病予防重点プロジェクトを推進していますが、社会全体が高齢化する中、障害者の高齢化は特別なものではなく障害者の高齢化による障害の重度化予防や生活習慣病予防が今後特に重要となります。

②医療サービスの充実

- 市立病院では小児発達支援外来を設置するとともに、2014（平成26）年に、24時間365日の小児の二次救急医療を行う小児救急医療センターを開設しました。また、2012（平成24）年には地域医療支援病院の承認を受け、地域医療全体の充実を図っています。
- 2020（令和2）年に、名張市立病院に地域包括ケア病棟を開設し、急性期医療から回復期医療を経て在宅復帰につなげることで地域包括ケアシステムの仕組みに一定の役割を果たしています。
- 一次救急医療は名張市応急診療所で受入れを実施し、二次救急医療については、平日昼間は市立病院、時間外は伊賀地域の3病院が輪番制により実施しています。また、三次救急やドクターヘリ等、津市や奈良県等の周辺の医療機関との連携にも努めています。
- 2011（平成23）年に名張市在宅医療支援センターを設置し、在宅医療の切れ目のない支援のためのネットワークづくり、人材育成、啓発等の事業を実施しています。
- 三重県救急医療情報センターでは24時間体制で受診可能な医療機関を案内してい

ます。また、みえ子ども医療ダイヤルでは小児の医療相談を月曜日から土曜日までは19時半から翌朝8時まで、日曜日・祝日・年末年始は8時から翌朝8時まで（24時間）相談を実施しています。

- 障害者の歯科治療については、伊賀歯科医師会との連携により、身近な医療機関での診療や訪問歯科診療を進めています。
- 県では指定難病（難病法で指定された疾病）について医療費助成を行うとともに、在宅ケア支援ネットワークづくりに努めています。
- 心身障害者医療費助成や自立支援医療制度を実施しています。

③感染症への対応

- 2020（令和2）年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障害者を含め、多くの方が様々な影響を受けました。この経験を生かし、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症へのワクチン接種、検査、医療提供体制の整備・強化等の対応を県と連携しながら行い、情報収集に努めています。
- 感染症予防や対策に関する情報は目まぐるしく変わっており、また、専門用語が多く専門性が高いことから、その都度、広報、ホームページ、SNS等複数の方法で誰にでもわかりやすく伝えることが求められます。

④精神保健活動の推進

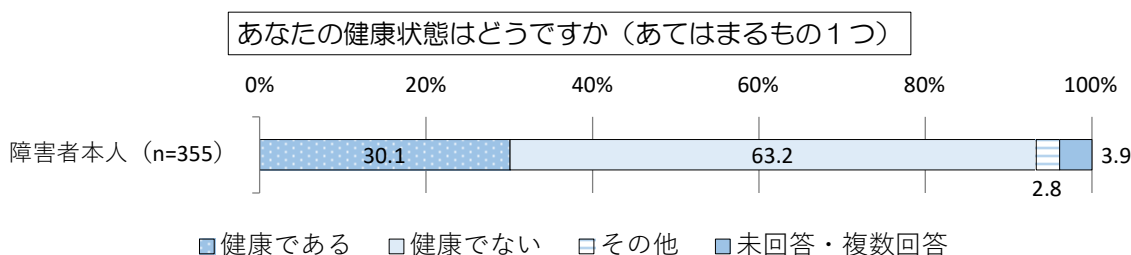
- 県の夜間や休日等の精神科救急医療は、精神科病院の輪番制で運用しています。
- 市内の精神科の医療機関は2か所ですが、通院患者数は増加傾向にあり、市外や県外の医療機関への受診が増えています。
- 月1回、保健師による身体とこころの健康相談を実施し、伊賀保健所でも月1回、精神科医師によるこころの健康相談を開催しています。
- 精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるため、医療・福祉・住まい等包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す「伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会精神障がい地域包括ケアシステムワーキング」を定期的で開催しています。
- 精神障害者やその家族等からの相談において、医療機関を受診していない方には医療機関の情報提供や保健所と連携して家庭訪問等を行っています。また、本人や家族に病識がなく、警察や保健所との連携が必要となる場合もあります。
- 精神障害者等の入院治療から地域で支える支援に移行することは、必要性が高く、地域で生活するための障害福祉サービスの充実と共に障害者の方やその家族のニーズに対応した相談体制を整えることが必要です。

基礎調査結果

「あなたの健康状態はどうか（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

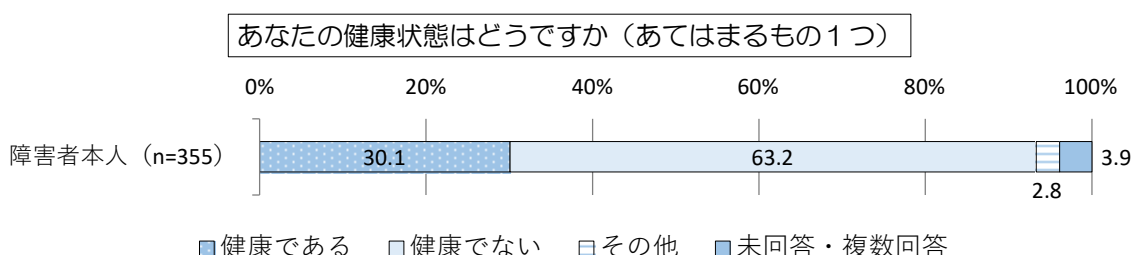
- 「健康である」が30.1%、「健康でない（健康上気になる点がある、持病がある、病気がちである、自宅で療養している、自宅で寝たきり（もしくは、ほぼ寝たきり）状態である、入院している）」が63.2%でした。

- 年齢が40歳を超えたあたりから健康に不安を抱える方が増え始め、60歳以上の身体障害者は73.4%の方が「健康でない」と回答しています。



「あなたの歯は健康ですか（あてはまるもの1つ）」（障害者本人）

- 「特に異常はない」が45.4%、「歯が健康でない（虫歯がある、歯そう膿漏、歯痛がある、入れ歯が合わない、口臭がひどい）」が38.0%でした。



地域医療機関（開業医や公立病院等）での、現在の医療体制について

（参考：2022（令和4）年市民意識調査より）

- 「十分満足している」が7.4%、「一応満足している」が52.5%でした。
 □「やや不満である」が29.7%、「非常に不満である」が10.4%でした。

「あなたは現在の生活で困っていることや心配なことがありますか

（あてはまるもの全て）」（障害者本人）

- 「医療問題」と回答した方が16.3%でした。
 □自由記載では、「障害者を受け入れてくれる専門医、開業医が増えてほしい」といった意見がありました。

「障害福祉推進のために、市内の医療体制について改善や充実を図っていくべき点が

あれば教えてください（あてはまるもの全て）」（介護者、成人市民）

- 介護者では、「夜間、休日救急医療体制の充実」が38.9%と最も多く、次いで「リハビリテーション施設や専門スタッフの充実」が38.0%、「障害のある人の通院に対する配慮」が33.9%、「障害者のための優遇診療の実施」が30.7%、「往診医療体制の充実」が28.5%でした。
 □成人市民では、「リハビリテーション施設や専門スタッフの充実」が58.0%と最も多く、次いで「障害のある人の通院に対する配慮」が44.9%、「往診医療体制の充実」が43.1%、「夜間、休日救急医療体制の充実」が41.9%、「障害のある人に配慮した病院内の設備や表示の充実」が33.9%でした。
 □介護者、成人市民共に、多少の差はあるものの「リハビリテーション施設や専門スタッフの充実」「障害のある人の通院に対する配慮」「往診医療体制の充実」「夜間、

休日救急医療体制の充実」の回答が多くありました。

- 自由記載では、「専門知識を持った医師や療法士の充実。市内にあれば県外や遠方に行かなくても良い」「名張市での夜間や休日救急医療の充実」「市立病院に精神科の設置」「市内に入院設備のある精神科病院ができてほしい」等の意見が多くありました。

「あなたは困ったことや相談したいことがあるとき誰に相談しますか

（あてはまるもの全て）（障害者本人）

- 障害者全体では、「家族や親族」が79.7%と最も多く、次いで「病院（医師・看護師・ケースワーカー等）」が29.0%でした。
- 障害や年齢を問わず、「家族や親族」が最も多く、次いで、身体障害者・精神障害者は「病院（医師・看護師・ケースワーカー等）」、知的障害者は「施設や作業所の職員」でした。

（２）施策の目標

- 少子高齢化社会が今後も進んでいくことが予想されることから、関係機関との連携を強め、乳幼児期から切れ目のない支援を強化し、成人期には特定健診をはじめとして疾病予防・健康づくりの充実を図ります。
- より一層の地域医療の充実を図るとともに、医療情報や自立支援医療をはじめとした福祉サービスの情報の提供やかかりつけ医を持つことの啓発に努めます。

①保健サービスの充実

取組	内容
乳幼児健診や相談の充実	・乳幼児の健康診査を実施し、発達等の早期発見、保護者への育児相談等の充実を図ります。
関係機関と連携した支援の充実	・赤ちゃん訪問や育児相談、妊娠・出産・子育てについて保健・医療に関する相談等、関係機関と連携した切れ目のない支援を強化します。
専門職の人材育成	・子ども発達支援センターを中心に研修等を実施し、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関や専門職の人材育成に努めます。
健康づくりの推進	・まちじゅう元気推進都市宣言に基づき、特定健診やがん検診、歯周疾患検診、口腔セルフケアの自立促進等の歯と口腔の健康も含めた疾病予防・健康づくりの充実を図ります。

②医療サービスの充実

取組	内容
子どもへの医療支援	・子ども発達支援センターを中心に、市内小児科医や市立病院の小児発達外来と連携し、早期発見や支援の充実を図ります。

医療提供体制の構築	・小児二次救急や伊賀地域の3病院での輪番制による二次救急医療体制の維持に努めるとともに、周辺の市町や医療機関、県との連携を図りながら、病院の機能分担と連携の強化を図ります。
救急キットの普及促進	・緊急時でも適切な医療が受けられるように、名張市社会福祉協議会と連携しながら、救急キットの普及促進に努めます。
医療情報の提供	・土曜日夜間、日曜、祝日の急病に対応する応急診療所や、24時間利用可能な医療情報に関する案内を実施しています。こうした医療情報の提供や、かかりつけ医を持つことの啓発に努めます。
障害者の医療機関への受診協力	・自分の症状を伝えることが難しい方や、一人で受診することが難しい方については、医師や歯科医師、関係機関と連携した支援を行います。
自立支援医療等の周知啓発	・更生医療・育成医療・精神通院医療等の医療費の公費負担や障害者医療費助成が適切に受けられるよう、関係機関等への周知啓発を行うとともに、窓口等においても適切な支援に努めます。

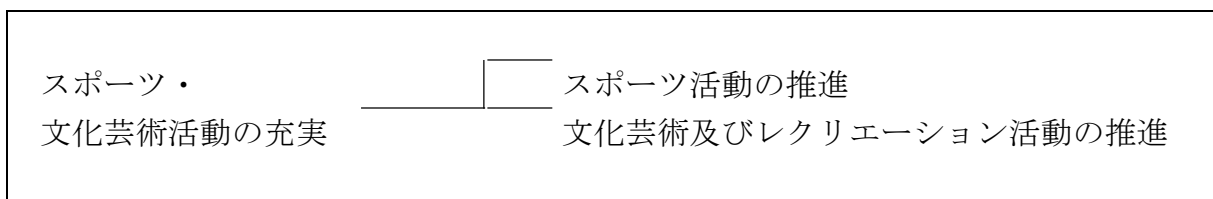
③感染症への対応

取組	内容
県等と連携した感染症対策	・感染症への対策や発生時の対応について、事業所が障害福祉サービスを継続するための備えを講じられるよう、県、保健所、事業所等と連携し、必要な支援に努めます。

④精神保健活動の推進

取組	内容
こころの病気に関する啓発	・民生委員・児童委員等の関係者とともに、こころの健康や病気について啓発に努めます。
精神保健に関する相談等の周知	・伊賀保健所で実施される精神科医による相談や、三重県こころの健康センターの研修会等の周知を図ります。
地域移行支援・地域定着支援の充実	・入院中の障害者等が退院した場合に、地域で生活するための支援ができるよう、事業所の開設や協力体制について事業者に働きかけます。
精神障害者への支援体制の構築	・支援が必要な方が安心して暮らせるよう、地域の見守りや、保健・医療・福祉等の支援の充実に努めます。

7. スポーツ・文化芸術活動の充実



(1) 現状と課題

①スポーツ活動の推進

- 県主催の障害者スポーツ大会に、全国大会への派遣選手の選考会も兼ねて、本市からも選手が出場しています。新型コロナウイルス感染症の影響により2021（令和3）年に計画された三重とこわか大会（全国障害者スポーツ大会）は、2022（令和4）年に延期されましたが、国内で新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えず中止となりました。
- 「サウンドテーブルテニス（STT）※」の卓球台を名張市総合福祉センターへ配置しており、熱心な練習の成果で全国大会へ出場する選手を輩出しています。
※ 卓球台で音が出るピンポン玉を転がしながら打ち合うスポーツ。
- 例年、市の障害者スポーツ大会を実行委員会組織で実施し、障害のある仲間や民間の協力団体の支援者等とレクリエーションや競技等を行い、健康増進や相互の交流の機会となっています。
- 幅広い世代の方がスポーツに親しむことができるよう、ひなち湖紅葉マラソン、青蓮寺湖駅伝競走大会等を開催し、総合型地域スポーツクラブの設立等、誰でも気軽に参加できる事業を展開しています。
- 幼小児期からの身体活動は、成長発達全般に必要な不可欠であると言われていています。これは障害者でも同様であり、幼小児期から体を動かすことが生涯にわたる心身の健康基盤となり、さらに、活動を介した他者との関わりが意欲的な心や認知的能力、社会的適応力の育みにも影響すると考えられることから、障害の種別や程度に応じたスポーツ活動を推進し、社会参加を促していく必要性があります。

②文化芸術及びレクリエーション活動の推進

- 三重県障がい者芸術文化祭は県内市町の輪番で開催しており、本市は2013（平成25）年に、ステージ発表や作品展を実施しました。
- 市民が身近に文化に親しむことができる機会として、例年、市民文化祭や美術展覧会を開催し、文化芸術活動の振興を図っています。
- 市内15地域、17の市民センターでは文化祭や夏祭り等の各種行事、各種学級や講座の開催、生涯学習に関する事業を実施しています。また、各市民センターでは約400を数える創作やレクリエーション、生涯学習のサークルがあります。名張市総合福祉センターふれあいや障害者施設等でもカラオケや各種行事が開催されています。

○障害者による文化芸術活動においては、活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない等の様々な課題もあります。

基礎調査結果

「あなたはどのような目的で外出することが多いですか

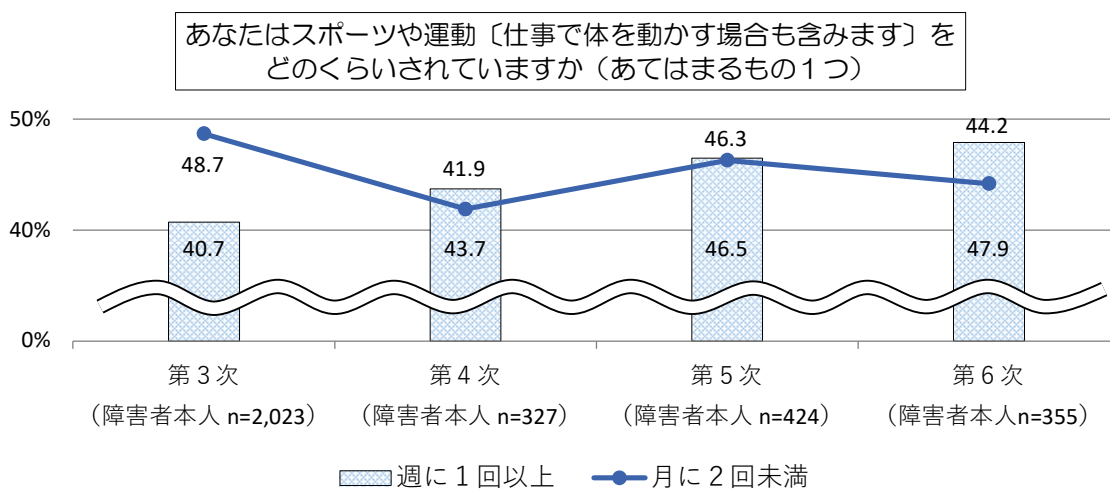
(あてはまるもの全て) (障害者本人)

- 「趣味・スポーツ等の社会参加活動」が13.8%、「地域の行事への参加」が6.8%でした。
- 介護者の自由記載では、「車椅子でもゆっくり散歩できる公園や、兄弟とも一緒に遊べる遊具があればいいと思う」「障害者が高齢化しても外に出る機会を増やすため、気軽に参加できるスポーツ等高齢者福祉も頑張してほしい」という意見がありました。

「あなたはスポーツや運動(仕事で体を動かす場合も含みます)を

どのくらいされていますか(あてはまるもの1つ) (障害者本人)

- 「毎日する」が21.7%、「時々する(週に1~2回程度)」が26.2%、「たまにする(月に1~2回程度)」が10.1%となっており、合計で58.0%の方がスポーツや運動等を行っている一方、「まったくしない」が34.1%でした。



「あなたは地域で行われる活動や行事に参加していますか

(あてはまるもの1つ) (障害者本人)

- 「いつも参加している」が5.1%、「時々参加している」が33.5%、「参加したことがない」が51.5%でした。
- 「いつも参加している」「時々参加している」と回答した方に「どのような活動に参加していますか(あてはまるもの全て)」を聞いたところ、「音楽や絵画、工芸等の文化活動」が14.6%、「スポーツ活動」が13.1%でした。

(2) 施策の目標

○スポーツ・文化芸術活動としては、例年、障害者スポーツ大会、障害者作品展を行い、障害者の社会参加を推進しています。基礎調査では、今後参加したい活動について、旅行のほか、趣味の活動という回答がありました。今後も、障害者と市民が交流できるよう様々なスポーツ、文化イベントに気軽に参加できる環境づくりを目指すと共に障害者のスポーツ・文化芸術活動の裾野の拡大を進めていきます。

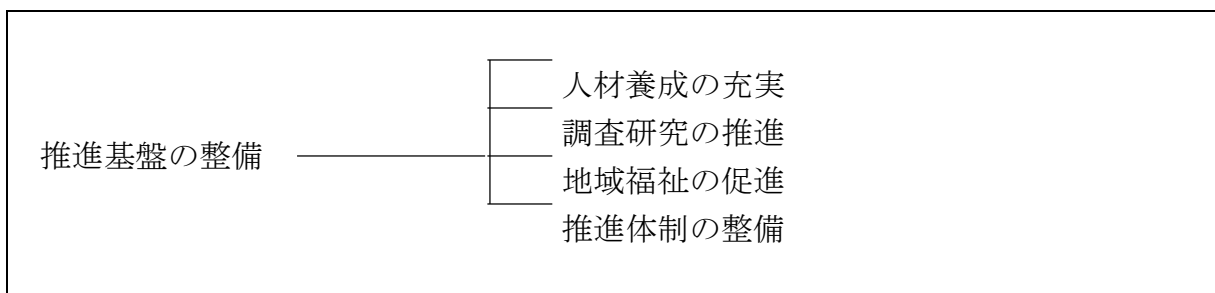
①スポーツ活動の推進

取組	内容
ボランティア・指導者の育成	・障害者のスポーツ・文化芸術活動を支えるボランティア等の人材育成及び確保に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動の振興	・県と連携し、障害者を対象とした各種スポーツ・レクリエーション教室等の情報提供を行い、障害者スポーツの普及に努めます。

②文化芸術及びレクリエーション活動の推進

取組	内容
情報の提供	・障害者が気軽に参加できる趣味・文化活動に関する情報の提供等に努め、障害者の社会参加の促進を図ります。
社会環境の整備	・障害者の作品展の開催及び、障害者の作品を発表できる場を積極的に提供します。

8. 推進基盤の整備



(1) 現状と課題

①人材養成の充実

- 障害福祉サービスに従事する職員不足は全国的に課題であり、国では、福祉人材の給与面での処遇改善や、障害福祉サービス等報酬に加算を設ける等の福祉サービス事業所等への支援が図られています。
- 三重県社会福祉協議会においても障害福祉分野の福祉人材の養成・確保・育成の施策が展開されています。
- 名張市共生地域デザイン会議や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会において、人材育成のための事業所間の情報共有や研修等を実施しています。
- ボランティア養成のため、ボランティア養成講習会を名張市社会福祉協議会で実施しています。
- 伊賀市と共同して手話奉仕員養成講座や点字奉仕員養成講座を実施し、担い手の確保に努めていますが、需要に対して手話や要約筆記、点訳や音訳といった意思疎通支援者の担い手不足が続いており、今後の課題となっています。

②調査研究の推進

- 名張市共生地域デザイン会議においてニーズの把握、地域課題の抽出等を行い、「第5期名張市障害福祉計画」に盛り込み、施策に反映しています。
- 障害者に寄り添った福祉のまちづくりを推進するため、名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例の施行に合わせ、2016（平成28）年から、名張市障害者施策推進協議会に障害者の方から委員を選出、参画いただいています。

③地域福祉の促進

- 地域づくり組織を中心に地域に合った福祉のまちづくりを進めており、各地域で民生委員・児童委員や地域づくり組織、ボランティア等多くの方々や団体の協力の下、「地域ささえあい」による高齢者や障害者等の見守りが行われています。
- 県内地域の共通課題については、県や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会等、広域の関係機関での協議、連携を図っています。

④推進体制の整備

○本計画が有効に実施されているか、あるいは諸情勢の変化による見直しが必要になっていないか等の点検・評価については、名張市障害者施策推進協議会の小委員会と名張市共生地域デザイン会議で意見交換を行い、実施しています。

基礎調査結果

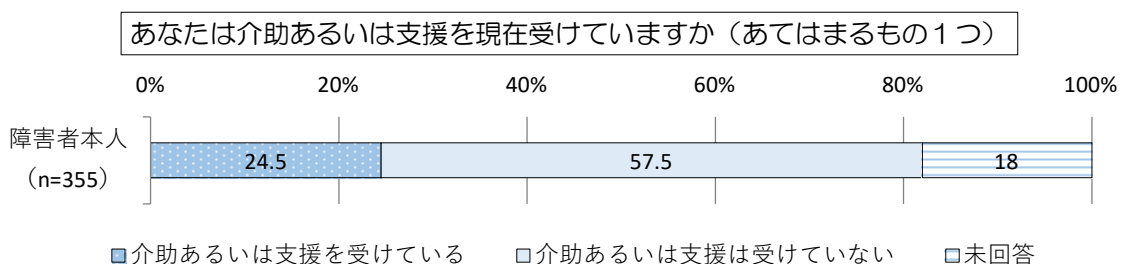
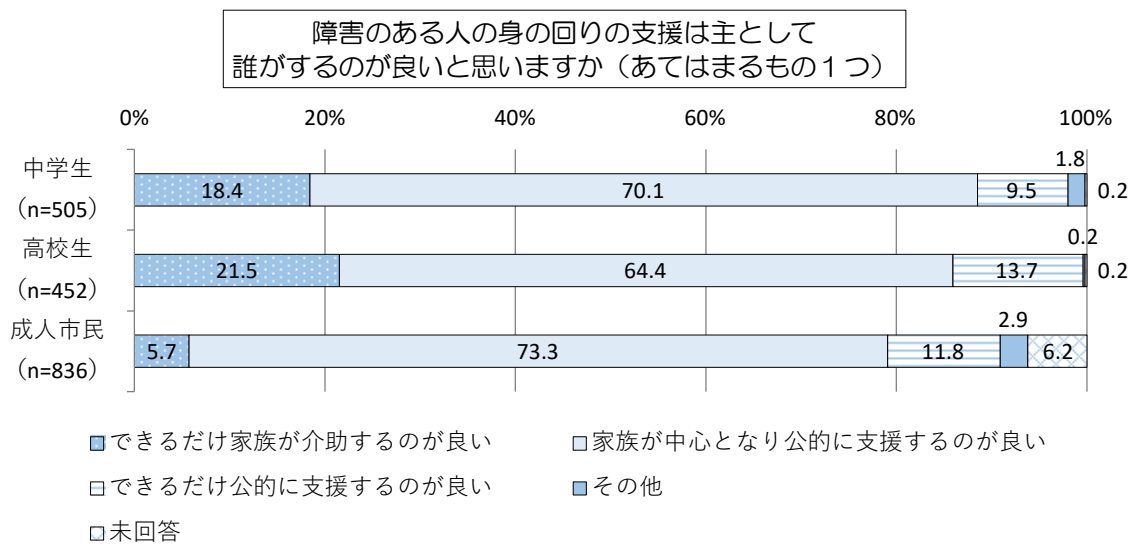
専門分野の人材の確保と養成について

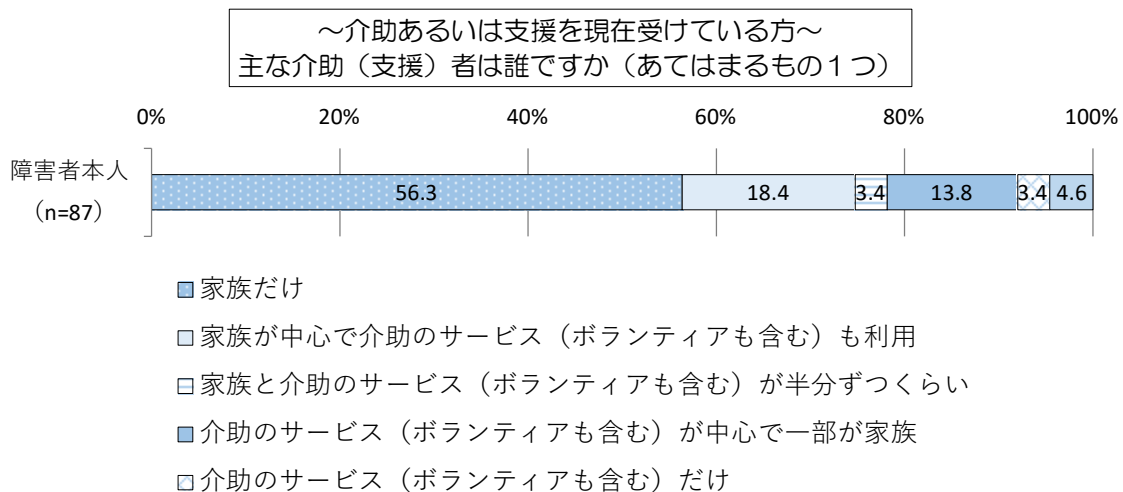
□成人市民の自由記載では、「福祉従事者の低賃金や重労働を改善しなければ良い人材が集まらない」という意見がありました。

「障害のある人の身の回りの支援は主として誰がするのが良いと思いますか

(あてはまるもの1つ) (中学生、高校生、成人市民)

- 中学生では、「家族が中心となり公的に支援するのが良い」が70.1%と最も多く、次いで「できるだけ家族が介助するのが良い」が18.4%、「できるだけ公的に支援するのが良い」が9.5%でした。
- 高校生でも、「家族が中心となり公的に支援するのが良い」が64.4%と最も多く、次いで「できるだけ家族が介助するのが良い」が21.5%、「できるだけ公的に支援するのが良い」が13.7%、でした。
- 成人市民では、「家族が中心となり公的に支援するのが良い」が73.3%と最も多く、次いで「できるだけ公的に支援するのが良い」が11.8%、「できるだけ家族が介助するのが良い」が5.7%でした。





「障害福祉施策が目指すべき方向としてどれが望ましいと思いますか

（あてはまるもの1つ）（中学生、高校生、成人市民）

- 中学生では、「障害のある人とその家族と一緒に暮らせるようにする」が57.8%と最も多く、次いで「障害のある人が一人で自立して暮らせるようにする」が20.6%、「障害のある人が福祉施設で暮らせるようにする」が19.2%でした。
- 高校生では、「障害のある人とその家族と一緒に暮らせるようにする」が48.2%と最も多く、次いで「障害のある人が福祉施設で暮らせるようにする」が26.1%、「障害のある人が一人で自立して暮らせるようにする」が23.0%でした。
- 成人市民では、「障害のある人が一人で自立して暮らせるようにする」が39.0%と最も多く、次いで「障害のある人とその家族と一緒に暮らせるようにする」が31.0%、「障害のある人が福祉施設で暮らせるようにする」が15.4%でした。

障害者本人等からの意見の施策への反映

- 障害者本人の自由記載では、「多段無作為抽出アンケートではなく、障害者のある人一人ひとりや施設運営者等から広く声を聴いて施策に反映してほしい」「デジタル化社会が猛スピードで進んでいるので、行政の計画も今までの5年や10年の長い期間の計画ではいけない」といった意見がありました。
- 介護者では、「介護者（親）が存命中から定期的な訪問をしてほしい」「医療費助成等の手続は障害者本人では対応できない」といった介護者（親）亡き後の支援の充実を求める声が多くありました。「アンケートを役立ててほしい」「以前もアンケートを回答したが、目に見えて改善につながっているか疑問に感じる」という意見もありました。
- 成人市民では、「健常者にとって目に見える障害は分かりやすく対応しやすいが、発達障害を含め目に見えない障害は理解しにくい。理解を深めることが今後の課題。広報や学校教育での周知が求められる」といった意見が多くありました。また「発達障害児で学校や教室に居づらい子どもの居場所作り。各学校に支援員の配置を求める」といった増加傾向にある発達障害児に対する意見のほか、「地域に住む障害者（児）や施設入所者に対して、公的な支援者とそれを支える組織を明確にしてほし

い」「ボランティアだけでは限界。有償であれば支援できる方もいるのでは」「福祉の理想郷”にはほど遠い感覚がある」という意見もありました。

- 「限りある財源で、福祉を含めバランスの取れた配分で市民の理解が深まるような行政を進めてほしい」「福祉以上に市の増収を望む。若者定着が先ではないか」や、「優遇や配慮し過ぎない福祉推進を希望」「障害福祉だけでなく医療体制の充実を優先すべきでは」といった意見や、「障害者に優しいまちづくりは、子育て世代や高齢者にも優しい“福祉の理想郷”につながると思う。限られた財源でどう工夫するか。市民も巻き込んで柔軟な思考で新しい事業を進めてほしい」「障害の種類や程度はそれぞれ違う。障害者に限らず全ての市民が困難な状況になった時に救いの手が差し伸べられる社会の実現が行政の目標ではないか。“福祉の理想郷”とはどのような姿なのか、誰もが理解できる共通の認識を持つ事が必要ではないか」といった意見がありました。

(2) 施策の目標

- 少子・高齢化の進展等により、福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、利用者主体の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、今後も国や県の施策の動向を見据えながら、サービスの質の向上を図る取組を推進します。

①人材養成の充実

取 組	内 容
専門職種人材の確保と養成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が研修等の参加を検討できるよう、県や三重県社会福祉協議会が実施する相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の専門研修、障害福祉サービスや虐待防止、意思決定支援等の研修に関する周知や国等の制度の情報提供、参加の呼び掛けを積極的に行います。 ・名張市共生地域デザイン会議や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会及びそれぞれの自立支援協議会において、事業所間での共有や勉強会等を実施することで、限られた人材や体制の現状でも相互に補完しあえる地域づくりの構築に努めます。
ボランティア養成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市社会福祉協議会のボランティアの養成事業等と連携、協働しながら、ボランティア人材の育成を図ります。 ・引き続き手話奉仕員養成講座等の事業を実施し、手話や要約筆記、点訳や音訳等の意思疎通支援者の確保に努めます。

②調査研究の推進

取 組	内 容
福祉ニーズや福祉サービスの状況把握	・ 障害者施策を推進していくために、障害者基礎調査をはじめ、福祉ニーズ等の把握に努めるとともに、各種福祉サービスの周知状況や利用状況の把握に努めます。
障害者の意見のヒアリング	・ 名張市障害者施策推進協議会や名張市共生地域デザイン会議のほか、各種審議会等に障害者が直接参加して意見を述べる機会を設け、障害者の意見が施策に反映されるよう努めます。

③地域福祉の促進

取 組	内 容
インクルーシブ社会の推進	・ 本市の誇る地域力を生かした地域の社会資源や仕組みを基盤として、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進め、高齢者や障害者等の各分野を横断した連携や相談支援体制を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、共に支え合う地域共生社会（インクルーシブ社会）の実現に努めます。
福祉ネットワークの構築	・ 地域福祉を促進するためには、地域の社会資源だけでは対処が困難な課題にも対応が必要であることから、福祉ネットワークの広域化を図ることも重要です。そのために、国や県との連携体制を整備するとともに、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会を活用しながら、伊賀市との協力・連携による機能分担を図り、広域福祉ネットワークの充実に努めます。

④推進体制の整備

取 組	内 容
障害者施策の推進	・ 障害者施策については、分野を超えた連携が重要であるため、関係部署との横断的な連携を行い、包括的な支援を行える体制の整備を推進します。
障害者計画の進捗管理	・ 名張市障害者施策推進協議会において、定期的に本計画の進捗状況の確認・評価等を実施します。

資料編

1. 名張市障害者福祉計画関連統計資料

表1 名張市の人口 (単位：人)

年 度	世帯数	人口総数	男	女
令和 元年	34,427	78,458	37,919	40,539
2 年	34,522	77,708	37,570	40,138
3 年	34,638	76,990	37,181	39,809
4 年	34,849	76,352	36,854	39,498
5 年	34,900	75,408	36,310	39,098

住民基本台帳人口及び外国人登録者を含みます。(各年10月1日現在)

(身体障害者手帳所持者数)

表2 年齢別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	児童 (18歳未満)	成人 (18歳以上)	合 計
令和 元年	64	3,353	3,417
2 年	62	3,326	3,388
3 年	63	3,308	3,371
4 年	63	3,290	3,353

各年度末現在

表3 障害別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢 体	内 部	合 計
令和 元年	182	367	40	1,841	987	3,417
2 年	189	374	39	1,799	987	3,388
3 年	196	380	39	1,771	985	3,371
4 年	195	387	37	1,751	983	3,353

各年度末現在

表4 等級別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
令和 元年	948	472	634	907	184	272	3,417
2 年	944	480	605	894	182	283	3,388
3 年	937	477	595	891	181	290	3,371
4 年	909	468	613	891	187	285	3,353

各年度末現在

表5 年齢別手帳新規交付者数 (単位：人)

年 度	児童（18歳未満）	成人（18歳以上）	合 計
令和 元年	4	167	171
2 年	1	158	159
3 年	2	155	157
4 年	4	159	163

各年度末現在

表6 障害別手帳新規交付者数 (単位：人)

年 度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢 体	内 部	合 計
令和 元年	10	24	1	41	95	171
2 年	12	28	3	44	72	159
3 年	8	36	2	43	68	157
4 年	5	25	1	49	83	163

各年度末現在

(知的障害者療育手帳所持者数)

表7 年齢別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	児童（18歳未満）	成人（18歳以上）	合 計
令和 元年	174	601	775
2 年	165	627	792
3 年	164	649	813
4 年	170	675	845

各年度末現在

表8 程度別手帳所持者数 (単位：人)

年 度	A（重度）	B（中軽度）	合 計
令和 元年	289	486	775
2 年	292	500	792
3 年	296	517	813
4 年	305	540	845

各年度末現在

表9 程度別手帳新規交付者数

(単位：人)

年 度	A (重度)		B (中軽度)		合 計		
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	計
令和 元年	8	1	13	5	21	6	27
2年	2	0	13	5	15	5	20
3年	5	0	10	8	15	8	23
4年	2	0	24	5	26	5	31

各年度末現在

(精神障害者保健福祉手帳所持者数)

表10 等級別手帳交付者数

(単位：人)

年 度	1級	2級	3級	合 計
令和 元年	68	499	194	761
2年	79	555	232	866
3年	69	578	250	897
4年	64	605	289	958

各年度末現在

表11 通院医療公費負担制度申請者数

(単位：人)

年 度	名張市	(伊賀保健所管内全数)
令和 元年	1,452	(3,028)
2年	1,533	(3,193)
3年	1,622	(3,333)
4年	1,682	(3,444)

各年度末現在

表12 特定医療費(指定難病)受給者数

(単位：人)

年 度	特定医療費(指定難病)	左記のうち	小児慢性特定疾病	左記のうち
	受給者数	本市受給者数	医療費受給者数	本市受給者数
令和 元年	1,353	不明	142	不明
2年	1,421	686	161	70
3年	1,332	651	157	69
4年	1,474	726	152	77

各年度末現在

(障害児の就学状況)

表 1 3 特別支援学校（三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園）の状況

・児童生徒数の推移

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居住地別	名張市	85	85	72	78
	伊賀市	55	56	72	57
	県外	1	0	0	0
計		141	141	144	135
小学部（本市／計）		19 / 30	25 / 37	26 / 41	24 / 41
中学部（本市／計）		23 / 40	16 / 35	15 / 37	13 / 31
高等部（本市／計）		43 / 71	44 / 69	31 / 66	41 / 63
合計 （本市／計）		85 / 141 （全 34 学級）	85 / 141 （全 36 学級）	72 / 144 （全 37 学級）	78 / 135 （全 35 学級）

各年 5 月 1 日現在

・卒業時の進路状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者通所施設	16	20	15	11
就職	4	3	2	4
進学	0	0	0	0
その他	2	3	5	5
合計	22	26	22	20

各年度末現在

表 1 4 公立学校（市内小中学校の特別支援学級、通級指導学級）の状況

・市内小中学校の特別支援学級に通う児童・生徒数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	239	253	246	250
中学校	79	93	98	118
合計	318	346	344	368

各年 5 月 1 日現在

・通級指導教室活用状況（活用者数）

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
言語	13	14	18	11
難聴	11	8	0	0
発達障害	10	33	44	60
合計	34	55	62	71

各年5月1日現在

<通級決定までの流れ>

保護者からの通級希望に対し、学校から市教育委員会に通級指導実施の検討依頼がなされ、教育支援委員会（言語・難聴）又は通級指導審議委員会（発達障がい）で検討した上で、通級を決定しています。

『言語通級指導教室』

吃音、構音障がい等言葉に関して特別な支援の必要がある児童に対して、週8時間を上限に拠点校で指導しています。（拠点校：桔梗が丘南小学校）

『発達障がい通級指導教室』

様々な環境の中で持っている力を発揮できず、特別な支援の必要がある児童に対して、週8時間を上限に拠点校で実施しています。

（拠点校：名張小学校・百合が丘小学校・つつじが丘小学校・梅が丘小学校
・美旗小学校・名張中学校・北中学校）

（名張市教育委員会教育要覧より）

（障害者の雇用状況）

表 1 5 民間企業（伊賀圏域）の障害者雇用状況

年 度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	雇用率 (%)	雇用率達成企業 の割合 (%)
令和 元年	95	13,167.0	305.5	2.32	72.6
2 年	97	13,291.5	342.5	2.58	69.1
3 年	101	13,525.5	354.0	2.62	69.3
4 年	99	15,867.0	408.0	2.57	67.7

各年 6 月 1 日現在（伊賀公共職業安定所資料）

- 注) 1 常用労働者数は、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数
- 2 障害者数は身体障害者、知的障害者、精神障害者の合計。重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）についてはダブルカウントしています。
- 3 令和 3 年 3 月 1 日から障害者雇用率が 2.3% となっており、対象企業規模が拡大しています。

（ボランティアの現況）

表 1 6 ボランティア登録数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ボランティア登録団体数	182	178	177	182
ボランティア登録団体 延べ人数	3,564	3,356	3,154	3,313
個人ボランティア数	190	153	202	150
名張市ボランティア連絡協議会 加入団体数	22	17	20	26

各年度 4 月末現在

2. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿

2023（令和5）年4月1日 現在

役職	氏名	所属	備考
会長	守屋 國光	大阪教育大学名誉教授 大阪総合保育大学名誉教授	
副会長	市川 知恵子	社会福祉法人名張育成会 理事長	
	新田 三重子	名張市精神障害者家族会なばるの会	
	上西 孔美子	特定非営利活動法人 名張市手をつなぐ育成会 理事	
	福井 浩司	社会福祉法人名張市社会福祉協議会 事務局長	
	名倉 豊	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
	秋山 晃一	一般社団法人名賀医師会 理事	
	村田 省三	一般社団法人伊賀歯科医師会 会長	
	渡辺 宏泰	三重県立特別支援学校 伊賀つばさ学園 校長	
	三島 邦彦	名張商工会議所 雇用対策特別委員会 委員長	
	川瀬 尚俊	三重県伊賀保健所 総務企画課長	
	増井 利章	伊賀公共職業安定所 雇用指導官	
	前川 良文	名張市障害者アグリ雇用推進協議会 会長	
	西山 嘉一	名張市教育委員会 教育長	
	平岡 祐一	三重交通株式会社伊賀営業所 所長	
	耕野 一仁	名張市身体障害者互助会 会長	
	山森 克彦	名張市身体障害者互助会 副会長	
	村上好生	名張市身体障害者互助会 会計	
	早川 和江	社会福祉法人名張育成会 名張市障害者地域活動支援センターひびき	
	田畑 博	名張市地域づくり代表者会議 美旗まちづくり協議会 会長	

（敬称略）

3. 名張市共生地域デザイン会議（自立支援協議会）委員名簿

2023（令和5）年4月1日 現在

役職	氏名	選出母体	備考
会長	市川知恵子	社会福祉法人名張育成会	
副会長	福井浩司	社会福祉法人名張市社会福祉協議会	
	森由佳	社会福祉法人 名張育成会 児童発達支援センターどれみ	
	阪本由紀	医療法人（社団）寺田病院 相談支援事業所てらだ	
	田端耕司	医療法人（社団）寺田病院 生活介護事業所 ふお～ゆ～	
	安本久実	社会福祉法人 こもはら福祉会 身体障害者支援施設 はなの里	
	井上早織	株式会社 土屋 あぐり工房土屋	
	田代憲博	特定非営利活動法人 スリー・ディ ヘルパーステーション紫陽花	
	麻田禮好	三重県伊賀保健所	
	松島恵子	三重県立特別支援学校 伊賀つばさ学園	
	橋本倫奈	名張市教育委員会事務局学校教育室	
	増井利章	伊賀公共職業安定所	
	中島美佳	社会福祉法人 名張育成会 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センタージョブサポート ハオ	
	川北道治	名張商工会議所	
	榎本悠孝	皇學館大学	
	草部豊美	名張市民生委員児童委員協議会連合会	
	柴垣維乃	名張市地域包括支援センター	
	有年貴子	名張市子ども発達支援センター	
	村上好生	名張市身体障害者互助会	
	山本泰久	特定非営利活動法人 名張市手をつなぐ育成会	
オブザーバー	山口伸也	三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班	

（敬称略）

4. 用語解説

【A～Z】	
ADHD (注意欠陥多動性障害)	不注意と多動・衝動性を主な特徴とする発達障害の一つ。
LD (学習障害)	読み書き能力や計算力等の算数機能に関する発達障害の一つ。
SDGs	持続可能な開発目標。2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴール
STT	サウンドテーブルテニスの略 (P. 50参照)
【あ】	
アクセシビリティ (情報提供機能)	障害者や高齢者等を含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
意思決定支援	知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等で、自己決定に困難を抱える障害者が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのこと。
インクルーシブ	包み込むような。包摂的な。 〈インクルーシブ社会〉 多様性を認め、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障害の有無等で排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域で当たり前存在し、生活することができる社会のこと。 〈インクルーシブ教育〉 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶこと。

エリアディレクター	高齢、困窮、子ども、障害、教育の各分野に配置している相談支援包括化推進員。複合的な課題解決、地域の課題を検討する各種会議（エリア会議、エリアネットワーク会議等）において、関係機関と協働・連携・調整・相談・ニーズの把握・情報提供等を行う者のこと。
遠隔手話通訳	タブレットやスマートフォン等の情報機器を活用し、ビデオ通話で行う手話通訳のこと。
音訳	文字や図表等の情報を音声化すること。
【か】	
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
合理的配慮	行政機関や事業所に対して、障害者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めている。
コミュニケーション ボード	知的障害者、自閉症、聴覚障害者のコミュニケーション支援を目的として作成された図版。指さしして用いることを想定しているもの。
【さ】	
社会的処方	対象者（健康課題を抱える方、一人暮らしの高齢者、ひきこもり状態にある方等）の社会生活面の課題を評価し、地域社会の資源の活用へとつなげる（処方）ことにより、課題を解決していくという考え方。かかりつけ医、まちの保健室職員、保健師、エリアディレクター等が、本人（家族）の社会的状況を確認し、関係機関等と連携しながら、健康面と社会生活面の支援を一体的に実施する取組。個別介入のみならず、ポピュレーションアプローチ（リスクを全体的に下げるために行っていく支援）を組み合わせた取組を推進し、地域での課題解決力の向上につなげる。

手話奉仕員	日常会話程度の手話表現技術を習得し、市町村の養成講座を修了後、市町村に登録された聴覚障害者の支援者として活動する者のこと。
障がい者就業 ・生活支援センター	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関のこと。
自立支援医療制度	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。
自立支援協議会	関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ると共に、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関のこと。
【た】	
地域生活支援拠点	障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障害者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みのこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
点訳	墨字の文章を点字にすること。点字訳のこと。
【な】	
名張版ネウボラ事業	フィンランドの「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを「名張版ネウボラ」と呼んで産み育てるにやさしいまち“名張”を目指した取組のこと。
農福連携	P. 30 参照

【は】

福祉的就労	障害のある人が障害者就労施設で働くこと。障害者就労施設には、障害や難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある就労継続支援A型事業所と、障害や年齢、体力等の理由で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、就労の機会を得たり、就労に必要な知識や能力の向上のために就労訓練を受けたりすることができる就労継続支援B型事業所がある。
福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのこと。
ヘルプマーク	外見ではわからない援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークのこと。

【や】

ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
要約筆記	聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。

発行 ● 三重県名張市

編集 ● 福祉子ども部 障害福祉室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7591

FAX 0595-63-4629

E-mail shogai@city.nabari.lg.jp

発行年月 令和6年 月